

報告第2号

寄附の受入れについて

下記のとおり寄附の申出があり，これを受け入れたので報告する。

記

- 1 寄附者住所氏名 茨城県那珂郡東海村大字村松2461番地
株式会社鈴木ハーブ研究所
代表取締役社長 鈴木 さちよ
- 2 寄 附 品 名 書籍（4巻セット） 24点
- 3 寄 附 目 的 学校での教育活動に活用してもらうため。
- 4 寄 附 年 月 日 令和7年1月20日

令和7年3月3日 提出

東海村長 山 田



修

報告第3号

寄附の受入れについて

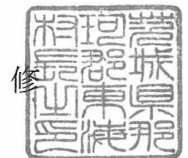
下記のとおり寄附の申出があり，これを受け入れたので報告する。

記

- 1 寄附者住所氏名 茨城県那珂郡東海村大字村松384番地3
まさきフレッシュ会
会長 橋本 幸次
- 2 寄 附 品 名 樹木 20本
- 3 寄 附 目 的 みかんの苗木の成長を通し，村松小学校での
食育活動に貢献したいため。
- 4 寄 附 年 月 日 令和7年2月13日

令和7年3月3日 提出

東海村長 山 田



報告第4号

寄附の受入れについて

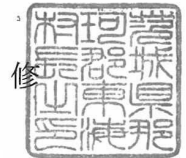
下記のとおり寄附の申出があり，これを受け入れたので報告する。

記

- 1 寄附者住所氏名 茨城県那珂郡東海村大字石神内宿2455番地
茨城県林業種苗協同組合
青年部 根本 和典
- 2 寄 附 品 名 木製ベンチ（背なし） 10基
- 3 寄 附 目 的 村民の皆様に木材利用について関心を持って
いただくため。
- 4 寄 附 年 月 日 令和7年2月15日

令和7年3月3日 提出

東海村長 山 田



議案第 10 号

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり
制定する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

東海村長 山 田



提案理由

村税，保険料，使用料等に係る督促手数料を廃止することに伴い，関係条例の整備を行うための条例の制定

東海村督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(東海村税条例の一部改正)

第1条 東海村税条例（昭和37年東海村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「督促手数料，延滞金」を「延滞金」に改める。

第21条及び第22条を次のように改める。

第21条及び第22条 削除

(東海村村税外収入金の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第2条 東海村村税外収入金の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例（平成12年東海村条例第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東海村村税外収入金の滞納金督促及び延滞金徴収条例

第1条中「督促手数料」を「督促」に改める。

第3条を削る。

第4条中「及び督促手数料」を削り，同条を第3条とし，第5条から第7条までを1条ずつ繰り上げる。

附則第2項及び第3項中「第4条」を「第3条」に改める。

(東海村村税外収入金の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 東海村村税外収入金の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例（令和元年東海村条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第4条」を「第3条」に改める。

(東海村後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第4条 東海村後期高齢者医療に関する条例（平成20年東海村条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条を削り，第6条を第5条とし，第7条から第11条までを1

条ずつ繰り上げる。

附則第2条中「第6条第1項」を「第5条第1項」に改める。

（東海村介護保険条例の一部改正）

第5条 東海村介護保険条例（平成12年東海村条例第23号）の一部を次のように改正する。

第12条を削り、第13条を第12条とし、第14条から第22条までを1条ずつ繰り上げる。

附則第7条中「第13条第1項」を「第12条第1項」に改める。

附則第9条第1項中「第15条第1項」を「第14条第1項」に改め、同条第2項中「第15条第2項」を「第14条第2項」に改める。

（水戸・勝田都市計画事業東海駅西土地区画整理事業に関する条例の一部改正）

第6条 水戸・勝田都市計画事業東海駅西土地区画整理事業に関する条例（昭和48年東海村条例第39号）の一部を次のように改正する。

第27条（見出しを含む。）中「督促手数料及び」を削る。

（水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業に関する条例の一部改正）

第7条 水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業に関する条例（平成11年東海村条例第25号）の一部を次のように改正する。

第27条（見出しを含む。）中「督促手数料及び」を削る。

（東海村道路占用料条例の一部改正）

第8条 東海村道路占用料条例（昭和47年東海村条例第25号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「督促手数料及び」を削り、同条中「督促手数料及び」を削り、「東海村村税外収入金の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例」を「東海村村税外収入金の滞納金督促及び延滞金徴収条例」に改める。

（東海村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正）

第9条 東海村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和50年東海村条例第21号）の一部を次のように改正する。

第15条中「東海村村税外収入金の滞納金督促手数料及び延滞金徴

収条例」を「東海村村税外収入金の滞納金督促及び延滞金徴収条例」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に納期限の到来した歳入に関し発した督促状に係る督促手数料については、その督促状を発した日にかかわらず、なお従前の例による。

東海村税条例新旧対照表（第 1 条関係）

現 行	改正案
第 1 条 （略） （用語） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） （略） （2） 徴収金 村税並びにその<u>督促手数料，延滞金</u>，過少申告加算金，不申告加算金，重加算金及び滞納処分費をいう。 （3）・（4） （略） 第 3 条～第 2 0 条 （略） <u>（督促手数料）</u> <u>第 2 1 条 徴税吏員は，督促状を発した場合においては，督促状 1 通について 1 0 0 円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし，やむを得ない理由があると認める場合においては，これを徴収しない。</u> <u>第 2 2 条 削除</u> 第 2 3 条～第 1 4 8 条 （略）	第 1 条 （略） （用語） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） （略） （2） 徴収金 村税並びにその<u>延滞金</u>，過少申告加算金，不申告加算金，重加算金及び滞納処分費をいう。 （3）・（4） （略） 第 3 条～第 2 0 条 （略） <u>第 2 1 条及び第 2 2 条 削除</u> 第 2 3 条～第 1 4 8 条 （略）

東海村村税外収入金の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例新旧対照表（第2条関係）

現 行	改正案
<u>東海村村税外収入金の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例</u> (趣旨) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第2項の規定に基づく分担金，使用料，加入金，手数料及び過料その他村税外収入（以下「村税外収入金」という。）に係る滞納金督促手数料及び延滞金の徴収は，別に法令に定めるもののほか，この条例の定めるところによる。 第2条 （略） <u>（督促手数料）</u> 第3条 <u>督促手数料は，督促状1通につき100円とする。</u> (延滞金) 第4条 納期限までに村税外収入金を納めない者に対しては，納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ，当該未納金額（その額に1，000円未満の端数があるとき又はその全額が2，000円未満であるときは，その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日以前の期間については，年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を当該村税外収入金及び督促手数料と同時に徴収する。ただし，延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1，000円未満であるときは，その端数金額又はその全額を切り捨てる。 第5条 （略） 第6条 （略） 第7条 （略） 附 則 1 （略）	<u>東海村村税外収入金の滞納金督促及び延滞金徴収条例</u> (趣旨) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第2項の規定に基づく分担金，使用料，加入金，手数料及び過料その他村税外収入（以下「村税外収入金」という。）に係る滞納金督促及び延滞金の徴収は，別に法令に定めるもののほか，この条例の定めるところによる。 第2条 （略） (延滞金) 第3条 納期限までに村税外収入金を納めない者に対しては，納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ，当該未納金額（その額に1，000円未満の端数があるとき又はその全額が2，000円未満であるときは，その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日以前の期間については，年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を当該村税外収入金と同時に徴収する。ただし，延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1，000円未満であるときは，その端数金額又はその全額を切り捨てる。 第4条 （略） 第5条 （略） 第6条 （略） 附 則 1 （略）

(経過措置)

- 2 第4条及び附則第3項の規定は、平成12年度分の村税外収入金から適用し、平成11年度分までの村税外収入金については、なお従前の例による。

(延滞金の割合の特例)

- 3 当分の間、第4条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(経過措置)

- 2 第3条及び附則第3項の規定は、平成12年度分の村税外収入金から適用し、平成11年度分までの村税外収入金については、なお従前の例による。

(延滞金の割合の特例)

- 3 当分の間、第3条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

東海村村税外収入金の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表（第3条関係）

現 行	改正案
本則 （略） 附 則 1 （略） （経過措置） 2 この条例の施行の際現に納期限を経過している村税外収入金に対する延滞金については、この条例の施行の日から納付の日までの日数に応じ、<u>第4条</u>に定める方法により計算した額を徴収する。	本則 （略） 附 則 1 （略） （経過措置） 2 この条例の施行の際現に納期限を経過している村税外収入金に対する延滞金については、この条例の施行の日から納付の日までの日数に応じ、<u>第3条</u>に定める方法により計算した額を徴収する。

東海村後期高齢者医療に関する条例新旧対照表（第４条関係）

現 行	改正案
第１条～第４条 （略） （保険料の督促手数料） 第５条 <u>保険料の督促手数料は，督促状１通につき１００円とする。</u> 第６条 （略） 第７条 （略） 第８条 （略） 第９条 （略） 第１０条 （略） 第１１条 （略） 附 則 第１条 （略） （延滞金の割合の特例） 第２条 <u>第６条第１項</u>に規定する延滞金の年１４．６パーセントの割合及び年７．３パーセントの割合は，当分の間，同項の規定にかかわらず，各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第９３条第２項に規定する平均貸付割合をいう。）に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年７．３パーセントの割合に満たない場合には，その年中においては，年１４．６パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年７．３パーセントの割合を加算した割合とし，年７．３パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には，年７．３パーセントの割合）とする。	第１条～第４条 （略） 第５条 （略） 第６条 （略） 第７条 （略） 第８条 （略） 第９条 （略） 第１０条 （略） 附 則 第１条 （略） （延滞金の割合の特例） 第２条 <u>第５条第１項</u>に規定する延滞金の年１４．６パーセントの割合及び年７．３パーセントの割合は，当分の間，同項の規定にかかわらず，各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第９３条第２項に規定する平均貸付割合をいう。）に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年７．３パーセントの割合に満たない場合には，その年中においては，年１４．６パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年７．３パーセントの割合を加算した割合とし，年７．３パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には，年７．３パーセントの割合）とする。

東海村介護保険条例新旧対照表（第5条関係）

現 行	改正案
第1条～第11条（略） （保険料の督促手数料） <u>第12条</u> 保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。 <u>第13条</u>（略） <u>第14条</u>（略） <u>第15条</u>（略） <u>第16条</u>（略） <u>第17条</u>（略） <u>第18条</u>（略） <u>第19条</u>（略） <u>第20条</u>（略） <u>第21条</u>（略） <u>第22条</u>（略） 附 則 第1条～第6条（略） （延滞金の割合の特例） 第7条 <u>第13条第1項</u>に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合	第1条～第11条（略） <u>第12条</u>（略） <u>第13条</u>（略） <u>第14条</u>（略） <u>第15条</u>（略） <u>第16条</u>（略） <u>第17条</u>（略） <u>第18条</u>（略） <u>第19条</u>（略） <u>第20条</u>（略） <u>第21条</u>（略） 附 則 第1条～第6条（略） （延滞金の割合の特例） 第7条 <u>第12条第1項</u>に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合

（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

第8条 （略）

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）

第9条 令和2年2月1日から令和6年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている令和元年度相当分、令和2年度相当分、令和3年度相当分及び令和4年度相当分の保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第15条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

（1）・（2） （略）

2 前項の場合における第15条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、村長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

第8条 （略）

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）

第9条 令和2年2月1日から令和6年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている令和元年度相当分、令和2年度相当分、令和3年度相当分及び令和4年度相当分の保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第14条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

（1）・（2） （略）

2 前項の場合における第14条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、村長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

水戸・勝田都市計画事業東海駅西土地地区画整理事業に関する条例新旧対照表（第6条関係）

現 行	改正案
第1条～第26条（略） （<u>督促手数料及び延滞金</u>） 第27条 第25条又は前条の規定により徴収する清算金を滞納した者に督促状を發した場合においては、別に定めるところにより<u>督促手数料及び延滞金</u>を徴収する。 第28条～第34条（略）	第1条～第26条（略） （延滞金） 第27条 第25条又は前条の規定により徴収する清算金を滞納した者に督促状を發した場合においては、別に定めるところにより延滞金を徴収する。 第28条～第34条（略）

水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業に関する条例新旧対照表（第7条関係）

現 行	改正案
第1条～第26条（略） （督促手数料及び延滞金） 第27条 第25条又は前条の規定により徴収する清算金を滞納した者に督促状を發した場合においては、別に定めるところにより<u>督促手数料及び延滞金</u>を徴収する。 第28条～第33条（略）	第1条～第26条（略） （延滞金） 第27条 第25条又は前条の規定により徴収する清算金を滞納した者に督促状を發した場合においては、別に定めるところにより延滞金を徴収する。 第28条～第33条（略）

東海村道路占用料条例新旧対照表（第8条関係）

現 行	改正案
第1条～第8条 （略） （督促手数料及び延滞金） 第9条 法第73条第2項の規定による督促手数料及び延滞金は、<u>東海村村税外収入金の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例</u>（平成12年東海村条例第14号）の例による。ただし、算定に当たっては、「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と、「年7.3パーセント」とあるのは「年7.25パーセント」と読み替えるものとする。 第10条～第13条 （略） 別表 （略）	第1条～第8条 （略） （延滞金） 第9条 法第73条第2項の規定による延滞金は、<u>東海村村税外収入金の滞納金督促及び延滞金徴収条例</u>（平成12年東海村条例第14号）の例による。ただし、算定に当たっては、「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と、「年7.3パーセント」とあるのは「年7.25パーセント」と読み替えるものとする。 第10条～第13条 （略） 別表 （略）

東海村廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表（第9条関係）

現 行	改正案
第1条～第14条 （略） （督促滞納処分等） 第15条 第12条第2項及び前条に規定する手数料の徴収についての督促及び滞納処分並びに延滞金の徴収に関しては、<u>東海村村税外収入金の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例</u>（平成12年東海村条例第14号）の例による。 第16条～第24条 （略） 別表第1・別表第2 （略）	第1条～第14条 （略） （督促滞納処分等） 第15条 第12条第2項及び前条に規定する手数料の徴収についての督促及び滞納処分並びに延滞金の徴収に関しては、<u>東海村村税外収入金の滞納金督促及び延滞金徴収条例</u>（平成12年東海村条例第14号）の例による。 第16条～第24条 （略） 別表第1・別表第2 （略）

議案第 1 1 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

東海村長 山 田



提案理由

刑法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 6 7 号)の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴う関係条例の整理を行うための条例の制定

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(東海村統計調査条例の一部改正)

第1条 東海村統計調査条例（昭和49年東海村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第11条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(東海村職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 東海村職員の給与に関する条例（昭和32年東海村条例第63号）の一部を次のように改正する。

第20条の2第3号及び第4号並びに第20条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮^こ」を「拘禁刑」に改める。

(東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正)

第3条 東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成30年東海村条例第27号）の一部を次のように改正する。

第10条第5号ウ中「禁錮^こ」を「拘禁刑」に改める。

第29条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(東海村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第4条 東海村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成5年東海村条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮^こ」を「拘禁刑」に改める。

(東海村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第5条 東海村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年東海村条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮^こ」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
(罰則の適用等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 6 7 号。以下「刑法等一部改正法」という。)第 2 条の規定による改正前の刑法(明治 4 0 年法律第 4 5 号。以下この項において「旧刑法」という。)第 1 2 条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第 1 3 条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第 1 6 条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。
(人の資格に関する経過措置)
- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。
(東海村職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和 4 年法律第 6 8 号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第 2 条の規定による改正後の東海村職員の給与に関する条例第 2 0 条の 3 第 1 項(第 1 号に係る部分に限る。)

及び第 5 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、
拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

東海村統計調査条例新旧対照表（第 1 条関係）

現 行	改正案
第 1 条～第 1 0 条 （略） 第 1 1 条 調査の事務に従事する者又はこれらの職にあった者が、その職務執行に関して知り得た人又は法人その他の団体の秘密に属する事項を、他に漏らし、若しくは窃用したとき又は第 8 条の規定に違反する行為をしたときは、6 箇月以下の<u>懲役</u>又は 1 0 万円以下の罰金に処する。 第 1 2 条 （略）	第 1 条～第 1 0 条 （略） 第 1 1 条 調査の事務に従事する者又はこれらの職にあった者が、その職務執行に関して知り得た人又は法人その他の団体の秘密に属する事項を、他に漏らし、若しくは窃用したとき又は第 8 条の規定に違反する行為をしたときは、6 箇月以下の<u>拘禁刑</u>又は 1 0 万円以下の罰金に処する。 第 1 2 条 （略）

東海村職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現 行	改正案
第1条～第20条（略） 第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 （1）・（2）（略） （3） 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの （4） 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 （1） 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴にかかる犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 （2）（略） 2～4（略） 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の	第1条～第20条（略） 第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 （1）・（2）（略） （3） 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの （4） 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 （1） 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴にかかる犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 （2）（略） 2～4（略） 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の

行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは，この限りでない。 （１） 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合 （２）・（３） （略） ６～８ （略） 第２１条～第２５条 （略）	行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは，この限りでない。 （１） 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合 （２）・（３） （略） ６～８ （略） 第２１条～第２５条 （略）
---	--

東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例新旧対照表（第3条関係）

現 行	改正案
第1条～第9条 （略） （許可の基準） 第10条 村長は、前条第2項の規定による許可の申請があった場合においては、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ許可をしてはならない。 （1）～（5） （略） （6） 土地の埋立て等を行おうとする者が次のいずれにも該当しないこと。 ア・イ （略） ウ <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 エ～シ （略） 第11条～第28条 （略） （罰則） 第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 （1）・（2） （略） 2・3 （略） 第30条 （略）	第1条～第9条 （略） （許可の基準） 第10条 村長は、前条第2項の規定による許可の申請があった場合においては、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ許可をしてはならない。 （1）～（5） （略） （6） 土地の埋立て等を行おうとする者が次のいずれにも該当しないこと。 ア・イ （略） ウ <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 エ～シ （略） 第11条～第28条 （略） （罰則） 第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 （1）・（2） （略） 2・3 （略） 第30条 （略）

東海村消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例新旧対照表（第４条関係）

現 行	改正案
第１条～第３条 （略） （欠格条項） 第４条 次の各号のいずれかに該当する者は，団員となることができない。 （１） <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ，その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （２） （略） 第５条～第１５条 （略）	第１条～第３条 （略） （欠格条項） 第４条 次の各号のいずれかに該当する者は，団員となることができない。 （１） <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ，その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （２） （略） 第５条～第１５条 （略）

東海村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例新旧対照表（第5条関係）

現 行	改正案
第1条～第5条の2 （略） （退職報償金支給の制限） 第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 （1） <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者 （2）～（5） （略） 第7条～第9条 （略）	第1条～第5条の2 （略） （退職報償金支給の制限） 第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 （1） <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 （2）～（5） （略） 第7条～第9条 （略）

議案第 1 2 号

水戸・勝田都市計画事業東海駅東土地区画整理事業に関する条例
を廃止する条例の制定について

水戸・勝田都市計画事業東海駅東土地区画整理事業に関する条例を廃
止する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

東海村長 山 田



提案理由

水戸・勝田都市計画事業東海駅東土地区画整理事業の完了に伴う条例
の廃止

水戸・勝田都市計画事業東海駅東土地区画整理事業に関する条例
を廃止する条例

水戸・勝田都市計画事業東海駅東土地区画整理事業に関する条例（昭和 6 1 年東海村条例第 2 1 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（東海村特別会計設置条例の一部改正）

- 2 東海村特別会計設置条例（昭和 3 9 年東海村条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

東海村特別会計設置条例新旧対照表（附則第２項関係）

現 行	改正案
（設置） 第１条 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０９条第２項の規定により次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。 （１） （略） <u>（２） 水戸・勝田都市計画事業東海駅東土地区画整理事業特別会計 東海駅東土地区画整理事業</u> <u>（３） （略）</u> <u>（４） （略）</u> 第２条 （略）	（設置） 第１条 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０９条第２項の規定により次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。 （１） （略） <u>（２） （略）</u> <u>（３） （略）</u> 第２条 （略）

議案第 1 3 号

東海村職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

東海村職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

東海村長 山 田



提案理由

育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 2 号）の施行に伴い，所要の改正を行うための条例の一部改正

東海村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

東海村職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年東海村条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、村規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び」を「並びに第2項及び」に改める。

第15条第1項中「その他村規則で定める者」の次に「（第15条の3第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第15条の2の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第16条第3項中「前条」を「第15条の2」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

東海村職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
第1条～第8条の2 (略) (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の3 (略) 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、村規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 (略) 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして村規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、村規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>第2項中「3歳に満たない子のある職員が、村規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、村規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、村規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u>	第1条～第8条の2 (略) (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の3 (略) 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、村規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 (略) 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして村規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、村規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、村規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、村規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u>

第9条～第14条 （略）

（介護休暇）

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子、配偶者の父母その他村規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により村規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が村規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 （略）

（介護時間）

第15条の2 （略）

第9条～第14条 （略）

（介護休暇）

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子、配偶者の父母その他村規則で定める者（第15条の3第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により村規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が村規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 （略）

（介護時間）

第15条の2 （略）

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(組合休暇) 第 1 6 条 (略) 2 (略) 3 <u>前条</u>第 3 項の規定は、組合休暇について準用する。 第 1 7 条～第 1 9 条 (略) 附 則 第 1 条～第 4 条 (略)	(1) <u>職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> (2) <u>介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> (3) <u>その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u> (組合休暇) 第 1 6 条 (略) 2 (略) 3 <u>第 1 5 条の 2</u>第 3 項の規定は、組合休暇について準用する。 第 1 7 条～第 1 9 条 (略) 附 則 第 1 条～第 4 条 (略)
--	--

議案第 1 4 号

東海村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東海村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

東海村長 山 田



提案理由

育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号）の改正に伴い，所要の改正を行うための条例の一部改正

東海村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

東海村職員の育児休業等に関する条例（平成４年東海村条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１８条第３項中「第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項」を「第６１条の２第２０項」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

東海村職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
第 1 条～第 1 7 条 （略） （部分休業の承認） 第 1 8 条 （略） 2 （略） 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 4 5 分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号）<u>第 6 1 条第 3 2 項</u>において読み替えて準用する同条第 2 9 項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 第 1 9 条～第 2 3 条 （略）	第 1 条～第 1 7 条 （略） （部分休業の承認） 第 1 8 条 （略） 2 （略） 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 4 5 分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号）<u>第 6 1 条の 2 第 2 0 項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 第 1 9 条～第 2 3 条 （略）

議案第 15 号

東海村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

東海村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

東海村長 山 田



提案理由

消防団員の処遇改善を図る観点から、消防団員の年額報酬及び出動報酬の見直しを行うための条例の一部改正

東海村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

東海村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
(昭和31年東海村条例第42号)の一部を次のように改正する。

別表消防団の部団長の項中「130,000円」を「132,000円」に、「7,000円」を「8,000円」に、「3,500円」を「4,000円」に改め、同部副団長の項中「88,000円」を「91,500円」に、「7,000円」を「8,000円」に、「3,500円」を「4,000円」に改め、同部分団長の項中「53,000円」を「65,500円」に、「7,000円」を「8,000円」に、「3,500円」を「4,000円」に改め、同部部長の項中「39,000円」を「41,500円」に、「7,000円」を「8,000円」に、「3,500円」を「4,000円」に改め、同部班長の項中「33,000円」を「37,500円」に、「7,000円」を「8,000円」に、「3,500円」を「4,000円」に改め、同部団員の項中「30,000円」を「36,500円」に、「7,000円」を「8,000円」に、「3,500円」を「4,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

東海村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現 行					改正案				
本則 (略)					本則 (略)				
別表 (第1条, 第3条関係)					別表 (第1条, 第3条関係)				
職名		区分	金額	旅費(相当する職)	職名		区分	金額	旅費(相当する職)
(略)					(略)				
消防団	団長	年額	<u>130,000円</u>	"	消防団	団長	年額	<u>132,000円</u>	"
		災害(水火災又は地震等の災害をいう。ただし、従事した時間が以下同じ。)に係る出動1日につき	<u>7,000円</u> ただし、従事した時間が4時間未満の場合にあっては、 <u>3,500円</u>				災害(水火災又は地震等の災害をいう。ただし、従事した時間が以下同じ。)に係る出動1日につき	<u>8,000円</u> ただし、従事した時間が4時間未満の場合にあっては、 <u>4,000円</u>	
		警戒, 訓練等に係る出動1日につき	<u>3,500円</u>				警戒, 訓練等に係る出動1日につき	<u>4,000円</u>	
	副団長	年額	<u>88,000円</u>	"	消防団	副団長	年額	<u>91,500円</u>	"
		災害に係る出動1日につき	<u>7,000円</u> ただし、従事した時間が4時間未満の場合にあっては、 <u>3,500円</u>				災害に係る出動1日につき	<u>8,000円</u> ただし、従事した時間が4時間未満の場合にあっては、 <u>4,000円</u>	
		警戒, 訓練等に係る出動1日につき	<u>3,500円</u>				警戒, 訓練等に係る出動1日につき	<u>4,000円</u>	
	分団長	年額	<u>53,000円</u>	一般職	消防団	分団長	年額	<u>65,500円</u>	一般職
		災害に係る出動1日につき	<u>7,000円</u> ただし、従事した時間が4時間未満の場合にあっては、 <u>3,500円</u>				災害に係る出動1日につき	<u>8,000円</u> ただし、従事した時間が4時間未満の場合にあっては、 <u>4,000円</u>	

		警戒, 訓練等に係る 出動 1 日につき	<u>3, 500 円</u>				警戒, 訓練等に係る 出動 1 日につき	<u>4, 000 円</u>			
部長	年額		<u>39, 000 円</u>	"		部長	年額	<u>41, 500 円</u>	"		
	災害に係る出動 1 日につき		<u>7, 000 円</u>				ただし, 従事した時間が 4 時間未満の場合にあつては, <u>3, 500 円</u>			<u>8, 000 円</u>	ただし, 従事した時間が 4 時間未満の場合にあつては, <u>4, 000 円</u>
	警戒, 訓練等に係る 出動 1 日につき		<u>3, 500 円</u>					<u>4, 000 円</u>			
班長	年額		<u>33, 000 円</u>	"		班長	年額	<u>37, 500 円</u>	"		
	災害に係る出動 1 日につき		<u>7, 000 円</u>				ただし, 従事した時間が 4 時間未満の場合にあつては, <u>3, 500 円</u>			<u>8, 000 円</u>	ただし, 従事した時間が 4 時間未満の場合にあつては, <u>4, 000 円</u>
	警戒, 訓練等に係る 出動 1 日につき		<u>3, 500 円</u>					<u>4, 000 円</u>			
団員	年額		<u>30, 000 円</u>	"		団員	年額	<u>36, 500 円</u>	"		
	災害に係る出動 1 日につき		<u>7, 000 円</u>				ただし, 従事した時間が 4 時間未満の場合にあつては, <u>3, 500 円</u>			<u>8, 000 円</u>	ただし, 従事した時間が 4 時間未満の場合にあつては, <u>4, 000 円</u>
	警戒, 訓練等に係る 出動 1 日につき		<u>3, 500 円</u>					<u>4, 000 円</u>			
(略)					(略)						

議案第16号

東海村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

東海村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年3月3日 提出

東海村長 山 田



提案理由

令和6年人事院勧告等を踏まえ、一般職の給料表の改定、扶養手当の見直し等を行うための条例の一部改正

東海村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(東海村職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 東海村職員の給与に関する条例（昭和32年東海村条例第63号）の一部を次のように改正する。

第6条第6項中「(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものにあつては、3号給)」を削る。

第11条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号まで」を「前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号まで」に改め、「(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」及び「前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、村規則で定める。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第12条の2第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第12条の3第1項第1号中「有料道路（以下この項及び次項）」を「有料道路（以下この項から第3項まで」に改め、同条第2項第1号中「以下この号に」を「次項に」に、「いう。）」を「いう。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職

員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第12条の4第3項中「国家公務員又は給料表の適用を受けない地方公務員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「(任用の事情等を考慮して村規則で定める職員に限る。)」を削る。

第18条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「各号に定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して村規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「おいて規則」を「おいて村規則」に改め、「(同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削り、同項第2号中「規則」を「村規則」に改める。

第19条第2項中「から第12条の2まで」を削る。

第22条中「, 扶養手当」を削る。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第5条関係）
行政職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	

	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800		
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000		
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200		
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500		
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800		
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000		
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200		
	86	256,000	297,100	346,000				
	87	256,300	297,400	346,400				
	88	256,600	297,700	346,800				
	89	256,900	298,000	347,000				
	90	257,200	298,300	347,400				
	91	257,500	298,600	347,800				
	92	257,800	299,000	348,200				
	93	258,100	299,200	348,400				
	94		299,400	348,800				
	95		299,700	349,200				
	96		300,100	349,500				
	97		300,300	349,800				
	98		300,600	350,200				
	99		301,000	350,600				
	100		301,400	351,000				
	101		301,600	351,500				
	102		301,900	351,900				
	103		302,200	352,300				
	104		302,500	352,700				
	105		302,700	353,200				
	106		303,000	353,600				
	107		303,300	353,900				
	108		303,600	354,200				
	109		303,800	354,700				
	110		304,200					
	111		304,600					
	112		304,900					
	113		305,100					
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第２３条に規定する職員を除く。

別表第3（第5条関係）

医療職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700
	36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100
	37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500
	38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500
	39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900
	40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200
	41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500
	42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900
	43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200
	44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500
	45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000
	46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200
	47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300
	48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500
	49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600
	50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500
	51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500
	52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400
	53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000
	54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800
	55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600
	56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400
	57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100
	58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800
	59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500
	60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100
	61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700
	62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300
	63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000
	64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600
	65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300
	66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800
	67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400
	68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900
	69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300
	70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900
	71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400
	72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000
	74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500
	75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900
	76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200
	77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500
	78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000
	79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500
	80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900
	81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200
	82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600
	83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100
	84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500
	85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900
	86	286,100	312,900	350,700	369,600	
	87	286,600	313,900	351,500	370,200	
	88	287,100	314,900	352,300	370,700	
	89	287,600	315,800	352,900	371,000	
	90	288,100	316,900	353,500	371,500	
	91	288,600	317,900	354,100	371,900	
	92	289,100	318,900	354,700	372,200	
	93	289,600	319,700	355,100	372,800	
	94	290,200	320,400	355,500	373,300	
	95	290,800	321,100	356,000	373,800	
	96	291,400	321,700	356,400	374,300	
	97	292,000	322,200	356,900	374,900	
	98	292,500	322,500	357,300	375,400	
	99	293,000	323,100	357,800	375,900	
	100	293,500	323,700	358,200	376,300	
	101	294,000	324,100	358,500	376,900	
	102	294,500	324,700	359,000	377,400	
	103	295,000	325,300	359,400	377,900	
	104	295,400	325,800	359,700	378,400	
	105	295,800	326,200	360,100	379,000	
	106	296,300	326,700	360,600	379,400	
	107	296,800	327,200	361,100	379,900	
	108	297,100	327,700	361,600	380,400	
	109	297,300	328,100	362,100	381,000	
	110	297,600	328,500	362,600		
	111	297,800	328,800	363,100		
	112	298,100	329,100	363,500		
	113	298,400	329,400	363,900		
	114	298,600	329,800	364,300		
	115	298,900	330,100	364,800		
	116	299,100	330,400	365,300		
	117	299,400	330,600	365,700		
	118	299,700	330,900	366,200		
	119	300,000	331,200	366,700		
	120	300,300	331,400	367,200		
	121	300,600	331,600	367,500		
	122	301,000	331,900			
	123	301,300	332,200			
	124	301,600	332,500			
	125	301,800	332,700			
	126	302,000	333,000			
	127	302,300	333,400			
	128	302,700	333,600			
	129	302,900	333,800			
	130	303,200	334,000			
	131	303,600	334,400			
	132	304,000	334,600			
	133	304,200	334,900			
	134	304,500	335,300			
	135	304,800	335,700			
	136	305,100	336,100			
	137	305,300	336,400			
	138	305,600	336,800			
	139	305,900	337,200			
	140	306,200	337,600			
	141	306,400	337,900			
	142	306,800	338,300			
	143	307,200	338,600			
	144	307,500	339,000			
	145	307,700	339,300			
	146	307,900	339,700			
	147	308,200	340,100			
	148	308,600	340,500			
	149	308,800	340,800			

	150	309,000	341,200			
	151	309,300	341,600			
	152	309,600	342,000			
	153	310,000	342,300			
	154	310,200				
	155	310,400				
	156	310,700				
	157	311,000				
	158	311,300				
	159	311,600				
	160	311,900				
	161	312,300				
	162	312,600				
	163	312,900				
	164	313,200				
	165	313,600				
	166	313,900				
	167	314,200				
	168	314,500				
	169	314,900				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300

備考 この表は、保健師、看護師、准看護師、歯科衛生士その他の職員で村長が定めるものに適用する。

(東海村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 東海村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和48年東海村条例第44号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第1号を削り，第2号を第1号とし，第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第16条第2項中「職員が配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)」を加える。

第23条中「，第6条，第15条」を「及び第15条」に改める。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第3条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年東海村条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項中「から第12条の2」を削る。

附則第6条中「，第6条」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は，令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

第2条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において東海村職員の給与に関する条例（附則第4条において「給与条例」という。）別表第2及び別表第3の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は，切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び村長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については，その者が切替日

において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、村長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第 4 条 切替日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における第 1 条の規定による改正後の給与条例（次条及び附則第 6 条において「改正後の給与条例」という。）第 1 1 条の規定の適用については、同条第 2 項中

「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第 3 項中「13,000 円」とあるのは「15,000 円」と、「とする」とあるのは「, 前項第 6 号に該当する扶養親族については 3,000 円とする」とする。

(単身赴任手当に関する経過措置)

第 5 条 改正後の給与条例第 1 2 条の 4 第 3 項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における企業職員に係る扶養手当に関する経過措置)

第 6 条 切替日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における第 2 条の規定による改正後の東海村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 5 条の規定の適用については、同条第 2 項中「(4) 重度心身障害者」とあるのは

「(4) 重度心身障害者

(5) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

とする。

(その他の経過措置の村規則への委任)

第 7 条 附則第 2 条から前条までに定めるもののほか、この条例（第 2 条を除く。）の施行に関し必要な経過措置は、村規則で定める。

附則別表 号給の切替表（附則第2条関係）

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	

75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

イ 医療職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	2	1
7	3	3	1
8	4	4	1
9	5	5	1
10	6	6	2
11	7	7	3
12	8	8	4
13	9	9	5
14	10	10	6
15	11	11	7
16	12	12	8
17	13	13	9
18	14	14	10
19	15	15	11
20	16	16	12
21	17	17	13
22	18	18	14
23	19	19	15
24	20	20	16
25	21	21	17
26	22	22	18
27	23	23	19
28	24	24	20
29	25	25	21
30	26	26	22
31	27	27	23
32	28	28	24
33	29	29	25
34	30	30	26
35	31	31	27
36	32	32	28
37	33	33	29
38	34	34	30
39	35	35	31
40	36	36	32
41	37	37	33
42	38	38	34
43	39	39	35
44	40	40	36
45	41	41	37
46	42	42	38
47	43	43	39
48	44	44	40
49	45	45	41
50	46	46	42
51	47	47	43
52	48	48	44
53	49	49	45
54	50	50	46
55	51	51	47
56	52	52	48
57	53	53	49
58	54	54	50
59	55	55	51
60	56	56	52

61	57	57	53
62	58	58	54
63	59	59	55
64	60	60	56
65	61	61	57
66	62	62	58
67	63	63	59
68	64	64	60
69	65	65	61
70	66	66	62
71	67	67	63
72	68	68	64
73	69	69	65
74	70	70	66
75	71	71	67
76	72	72	68
77	73	73	69
78	74	74	70
79	75	75	71
80	76	76	72
81	77	77	73
82	78	78	74
83	79	79	75
84	80	80	76
85	81	81	77
86	82	82	78
87	83	83	79
88	84	84	80
89	85	85	81
90	86	86	82
91	87	87	83
92	88	88	84
93	89	89	85
94	90	90	
95	91	91	
96	92	92	
97	93	93	
98	94	94	
99	95	95	
100	96	96	
101	97	97	
102	98	98	
103	99	99	
104	100	100	
105	101	101	
106	102	102	
107	103	103	
108	104	104	
109	105	105	
110	106	106	
111	107	107	
112	108	108	
113	109	109	
114	110		
115	111		
116	112		
117	113		
118	114		
119	115		
120	116		
121	117		
122	118		
123	119		
124	120		
125	121		

東海村職員の給与に関する条例新旧対照表（第 1 条関係）

現 行	改正案
第 1 条～第 5 条 （略） （初任給，昇格，昇給等の基準） 第 6 条 （略） 2 ～ 5 （略） 6 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は，同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を 4 号給（<u>行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの</u>にあつては，3 号給）とすることを標準として村規則で定める基準に従い決定するものとする。 7 ～ 9 （略） 第 6 条の 2 ～第 1 0 条 （略） <u>（扶養手当）</u> 第 1 1 条 （略） 2 前項の扶養親族とは，次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>（1） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u> <u>（2） （略）</u> <u>（3） （略）</u> <u>（4） （略）</u> <u>（5） （略）</u> <u>（6） （略）</u> 3 扶養手当の月額，<u>前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当す</u>	第 1 条～第 5 条 （略） （初任給，昇格，昇給等の基準） 第 6 条 （略） 2 ～ 5 （略） 6 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は，同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を 4 号給とすることを標準として村規則で定める基準に従い決定するものとする。 7 ～ 9 （略） 第 6 条の 2 ～第 1 0 条 （略） <u>（扶養手当）</u> 第 1 1 条 （略） 2 前項の扶養親族とは，次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>（1） （略）</u> <u>（2） （略）</u> <u>（3） （略）</u> <u>（4） （略）</u> <u>（5） （略）</u> 3 扶養手当の月額，<u>前項第 1 号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族</u>

る扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

- （1） 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
（2） 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手

たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、村規則で定める。

第12条 削除

当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その属する月）から行うものとする。

３ 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第１号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

（１） 扶養手当を受けている職員に更に第１項第１号に掲げる事実が生じた場合

（２） 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第１項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

（３） 職員の扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（住居手当）

第１２条の２ 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

（１） （略）

（２） 第１２条の４第１項又は第３項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（村が設置する公舎その他村規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額１６，０００円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして村規則で定めるもの

２・３ （略）

（通勤手当）

第１２条の３ 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

（１） 通勤（職員が勤務のためその者の住居と在勤庁との間を往復することという。以下この条において同じ。）のため交通機関又は有料道路（以下こ

（住居手当）

第１２条の２ 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

（１） （略）

（２） 第１２条の４第１項又は第３項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（村が設置する公舎その他村規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額１６，０００円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして村規則で定めるもの

２・３ （略）

（通勤手当）

第１２条の３ 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

（１） 通勤（職員が勤務のためその者の住居と在勤庁との間を往復することという。以下この条において同じ。）のため交通機関又は有料道路（以下こ

の項及び次項において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下この項において同じ。))が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、村規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。))が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して村規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に掲げる

の項から第3項までにおいて「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下この項において同じ。))が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、村規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項において「運賃等相当額」という。)

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して村規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額），第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 （略）

4 （略）

5 （略）

6 （略）

（単身赴任手当）

第12条の4 （略）

2 （略）

3 国家公務員又は給料表の適用を受けない地方公務員であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の村規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して村規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して村規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして村規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 （略）

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

4 （略）

5 （略）

6 （略）

7 （略）

（単身赴任手当）

第12条の4 （略）

2 （略）

3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の村規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して村規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして村規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 （略）

第12条の5～第18条（略）

（管理監督職員特別勤務手当）

第18条の2 管理監督職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理監督職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において規則で定める額（同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

（2） 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円の超えない範囲内において規則で定める額

4 （略）

（特定の職員についての適用除外）

第19条（略）

2 第6条第2項から第8項まで及び第11条から第12条の2までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

第20条～第21条（略）

（管理職手当等の支払方法）

第12条の5～第18条（略）

（管理監督職員特別勤務手当）

第18条の2 管理監督職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理監督職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して村規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

（1） 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において村規則で定める額

（2） 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円の超えない範囲内において村規則で定める額

4 （略）

（特定の職員についての適用除外）

第19条（略）

2 第6条第2項から第8項まで及び第11条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

第20条～第21条（略）

（管理職手当等の支払方法）

第22条 管理職手当、扶養手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、村規則で定める。

第23条～第25条 (略)

別表第1 (略)

別表第2 (第5条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円	円
前再	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
任用	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
短時	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
間勤	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
務職	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
員以	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
外の	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
職員	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,000	422,700

第22条 管理職手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、村規則で定める。

第23条～第25条 (略)

別表第1 (略)

別表第2 (第5条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円	円
前再	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
任用	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
短時	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
間勤	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
務職	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
員以	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
外の	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
職員	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700

26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	

26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	361,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	363,700	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,000	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,300	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,000	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,300	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,000	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,300	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,000	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,300	413,700	

66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	
94		299,400	347,400			
95		299,700	347,800			
96		300,100	348,200			
97		300,300	348,400			
98		300,600	348,800			
99		301,000	349,200			
100		301,400	349,500			
101		301,600	349,800			
102		301,900	350,200			
103		302,200	350,600			
104		302,500	351,000			
105		302,700	351,500			

66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000			
87	256,300	297,400	346,400			
88	256,600	297,700	346,800			
89	256,900	298,000	347,000			
90	257,200	298,300	347,400			
91	257,500	298,600	347,800			
92	257,800	299,000	348,200			
93	258,100	299,200	348,400			
94		299,400	348,800			
95		299,700	349,200			
96		300,100	349,500			
97		300,300	349,800			
98		300,600	350,200			
99		301,000	350,600			
100		301,400	351,000			
101		301,600	351,500			
102		301,900	351,900			
103		302,200	352,300			
104		302,500	352,700			
105		302,700	353,200			

106			303,000	351,900				
107			303,300	352,300				
108			303,600	352,700				
109			303,800	353,200				
110			304,200	353,600				
111			304,600	353,900				
112			304,900	354,200				
113			305,100	354,700				
114			305,300					
115			305,600					
116			306,000					
117			306,200					
118			306,400					
119			306,700					
120			307,000					
121			307,400					
122			307,600					
123			307,900					
124			308,200					
125			308,500					
定年前再任用短時間勤務職員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第23条に規定する職員を除く。

別表第3（第5条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員		円	円	円	円	円
1		207,700	240,600	277,600	293,000	310,300
2		209,600	242,800	278,700	293,600	311,500
3		211,400	245,000	279,800	294,200	312,700

106			303,000	353,600				
107			303,300	353,900				
108			303,600	354,200				
109			303,800	354,700				
110			304,200					
111			304,600					
112			304,900					
113			305,100					
114			305,300					
115			305,600					
116			306,000					
117			306,200					
118			306,400					
119			306,700					
120			307,000					
121			307,400					
122			307,600					
123			307,900					
124			308,200					
125			308,500					
定年前再任用短時間勤務職員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第23条に規定する職員を除く。

別表第3（第5条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員		円	円	円	円	円
1		207,700	240,600	281,800	295,200	319,300
2		209,600	242,800	282,300	295,800	320,300
3		211,400	245,000	282,800	296,400	321,300

員以外	4	213, 100	247, 200	280, 800	294, 700	313, 800	員以外	4	213, 100	247, 200	283, 300	296, 900	322, 300
の職員	5	214, 800	249, 400	281, 800	295, 200	314, 900	の職員	5	214, 800	249, 400	283, 800	297, 400	323, 300
以外の	6	216, 700	250, 400	282, 300	295, 800	316, 000		6	216, 700	250, 400	284, 300	298, 000	324, 500
職員	7	218, 500	251, 300	282, 800	296, 400	317, 100		7	218, 500	251, 300	284, 800	298, 600	325, 700
	8	220, 200	252, 200	283, 300	296, 900	318, 200		8	220, 200	252, 200	285, 300	299, 100	326, 900
	9	221, 900	253, 100	283, 800	297, 400	319, 300		9	221, 900	253, 100	285, 800	299, 600	328, 000
	10	223, 900	254, 300	284, 300	298, 000	320, 300		10	223, 900	254, 300	286, 300	300, 200	329, 200
	11	225, 800	255, 400	284, 800	298, 600	321, 300		11	225, 800	255, 400	286, 800	300, 800	330, 300
	12	227, 700	256, 300	285, 300	299, 100	322, 300		12	227, 700	256, 300	287, 300	301, 300	331, 400
	13	229, 600	257, 100	285, 800	299, 600	323, 300		13	229, 600	257, 100	287, 800	301, 800	332, 500
	14	231, 600	257, 800	286, 300	300, 200	324, 500		14	231, 600	257, 800	288, 300	302, 500	333, 700
	15	233, 600	258, 500	286, 800	300, 800	325, 700		15	233, 600	258, 500	288, 800	303, 200	334, 800
	16	235, 600	259, 400	287, 300	301, 300	326, 900		16	235, 600	259, 400	289, 300	303, 900	335, 900
	17	237, 600	260, 500	287, 800	301, 800	328, 000		17	237, 600	260, 500	289, 800	304, 600	337, 000
	18	239, 600	261, 600	288, 300	302, 500	329, 200		18	239, 600	261, 600	290, 300	305, 500	338, 200
	19	241, 700	262, 700	288, 800	303, 200	330, 300		19	241, 700	262, 700	290, 800	306, 400	339, 300
	20	243, 700	263, 800	289, 300	303, 900	331, 400		20	243, 700	263, 800	291, 300	307, 300	340, 400
	21	245, 600	264, 900	289, 800	304, 600	332, 500		21	245, 600	264, 900	291, 800	308, 100	341, 500
	22	246, 800	266, 000	290, 300	305, 500	333, 700		22	246, 800	266, 000	292, 300	309, 000	342, 700
	23	248, 000	267, 100	290, 800	306, 400	334, 800		23	248, 000	267, 100	292, 800	309, 900	343, 800
	24	249, 100	268, 200	291, 300	307, 300	335, 900		24	249, 100	268, 200	293, 300	310, 800	344, 900
	25	250, 200	269, 200	291, 800	308, 100	337, 000		25	250, 200	269, 200	293, 800	311, 600	346, 000
	26	251, 100	270, 300	292, 300	309, 000	338, 200		26	251, 100	270, 300	294, 400	312, 500	347, 300
	27	252, 000	271, 400	292, 800	309, 900	339, 300		27	252, 000	271, 400	295, 200	313, 400	348, 600
	28	252, 900	272, 400	293, 300	310, 800	340, 400		28	252, 900	272, 400	296, 000	314, 300	349, 900
	29	253, 700	273, 400	293, 800	311, 600	341, 500		29	253, 700	273, 400	296, 700	315, 100	351, 100
	30	254, 500	274, 100	294, 400	312, 500	342, 700		30	254, 500	274, 100	297, 500	316, 200	352, 600
	31	255, 200	274, 800	295, 200	313, 400	343, 800		31	255, 200	274, 800	298, 300	317, 300	354, 100
	32	255, 900	275, 500	296, 000	314, 300	344, 900		32	255, 900	275, 500	299, 100	318, 400	355, 600
	33	256, 700	276, 200	296, 700	315, 100	346, 000		33	256, 700	276, 200	299, 800	319, 500	356, 800
	34	257, 500	276, 800	297, 500	316, 200	347, 300		34	257, 500	276, 800	300, 600	320, 600	358, 300
	35	258, 300	277, 300	298, 300	317, 300	348, 600		35	258, 300	277, 300	301, 400	321, 700	359, 700
	36	259, 000	277, 800	299, 100	318, 400	349, 900		36	259, 000	277, 800	302, 100	322, 800	361, 100
	37	259, 700	278, 300	299, 800	319, 500	351, 100		37	259, 700	278, 300	302, 900	323, 900	362, 500
	38	260, 600	278, 900	300, 600	320, 600	352, 600		38	260, 600	278, 900	303, 700	325, 100	363, 500
	39	261, 500	279, 400	301, 400	321, 700	354, 100		39	261, 500	279, 400	304, 500	326, 200	364, 900
	40	262, 300	279, 900	302, 100	322, 800	355, 600		40	262, 300	279, 900	305, 300	327, 300	366, 200
	41	263, 100	280, 300	302, 900	323, 900	356, 800		41	263, 100	280, 300	306, 000	328, 100	367, 500
	42	264, 000	280, 800	303, 700	325, 100	358, 300		42	264, 000	280, 800	307, 000	329, 200	368, 900
	43	264, 800	281, 300	304, 500	326, 200	359, 700		43	264, 800	281, 300	308, 000	330, 300	370, 200

44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100	44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500
45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500	45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000
46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500	46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200
47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900	47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300
48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200	48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500
49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500	49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600
50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900	50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500
51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200	51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500
52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500	52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400
53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000	53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000
54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200	54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800
55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300	55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600
56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500	56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400
57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600	57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100
58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500	58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800
59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500	59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500
60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400	60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100
61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000	61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700
62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800	62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300
63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600	63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000
64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400	64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600
65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100	65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300
66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800	66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800
67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500	67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400
68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100	68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900
69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700	69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300
70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300	70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900
71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000	71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400
72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600	72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700
73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300	73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000
74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800	74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500
75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400	75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900
76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900	76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200
77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300	77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500
78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900	78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000
79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400	79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500
80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700	80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900
81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000	81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200
82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500	82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600
83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900	83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100

84	285, 100	311, 100	345, 200	366, 700	394, 200	84	285, 100	311, 100	349, 000	368, 800	397, 500
85	285, 600	311, 900	346, 100	367, 300	394, 500	85	285, 600	311, 900	349, 900	369, 200	397, 900
86	286, 100	312, 900	347, 100	367, 800	395, 000	86	286, 100	312, 900	350, 700	369, 600	
87	286, 600	313, 900	348, 000	368, 300	395, 500	87	286, 600	313, 900	351, 500	370, 200	
88	287, 100	314, 900	349, 000	368, 800	395, 900	88	287, 100	314, 900	352, 300	370, 700	
89	287, 600	315, 800	349, 900	369, 200	396, 200	89	287, 600	315, 800	352, 900	371, 000	
90	288, 100	316, 900	350, 700	369, 600	396, 600	90	288, 100	316, 900	353, 500	371, 500	
91	288, 600	317, 900	351, 500	370, 200	397, 100	91	288, 600	317, 900	354, 100	371, 900	
92	289, 100	318, 900	352, 300	370, 700	397, 500	92	289, 100	318, 900	354, 700	372, 200	
93	289, 600	319, 700	352, 900	371, 000	397, 900	93	289, 600	319, 700	355, 100	372, 800	
94	290, 200	320, 400	353, 500	371, 500		94	290, 200	320, 400	355, 500	373, 300	
95	290, 800	321, 100	354, 100	371, 900		95	290, 800	321, 100	356, 000	373, 800	
96	291, 400	321, 700	354, 700	372, 200		96	291, 400	321, 700	356, 400	374, 300	
97	292, 000	322, 200	355, 100	372, 800		97	292, 000	322, 200	356, 900	374, 900	
98	292, 500	322, 500	355, 500	373, 300		98	292, 500	322, 500	357, 300	375, 400	
99	293, 000	323, 100	356, 000	373, 800		99	293, 000	323, 100	357, 800	375, 900	
100	293, 500	323, 700	356, 400	374, 300		100	293, 500	323, 700	358, 200	376, 300	
101	294, 000	324, 100	356, 900	374, 900		101	294, 000	324, 100	358, 500	376, 900	
102	294, 500	324, 700	357, 300	375, 400		102	294, 500	324, 700	359, 000	377, 400	
103	295, 000	325, 300	357, 800	375, 900		103	295, 000	325, 300	359, 400	377, 900	
104	295, 400	325, 800	358, 200	376, 300		104	295, 400	325, 800	359, 700	378, 400	
105	295, 800	326, 200	358, 500	376, 900		105	295, 800	326, 200	360, 100	379, 000	
106	296, 300	326, 700	359, 000	377, 400		106	296, 300	326, 700	360, 600	379, 400	
107	296, 800	327, 200	359, 400	377, 900		107	296, 800	327, 200	361, 100	379, 900	
108	297, 100	327, 700	359, 700	378, 400		108	297, 100	327, 700	361, 600	380, 400	
109	297, 300	328, 100	360, 100	379, 000		109	297, 300	328, 100	362, 100	381, 000	
110	297, 600	328, 500	360, 600	379, 400		110	297, 600	328, 500	362, 600		
111	297, 800	328, 800	361, 100	379, 900		111	297, 800	328, 800	363, 100		
112	298, 100	329, 100	361, 600	380, 400		112	298, 100	329, 100	363, 500		
113	298, 400	329, 400	362, 100	381, 000		113	298, 400	329, 400	363, 900		
114	298, 600	329, 800	362, 600			114	298, 600	329, 800	364, 300		
115	298, 900	330, 100	363, 100			115	298, 900	330, 100	364, 800		
116	299, 100	330, 400	363, 500			116	299, 100	330, 400	365, 300		
117	299, 400	330, 600	363, 900			117	299, 400	330, 600	365, 700		
118	299, 700	330, 900	364, 300			118	299, 700	330, 900	366, 200		
119	300, 000	331, 200	364, 800			119	300, 000	331, 200	366, 700		
120	300, 300	331, 400	365, 300			120	300, 300	331, 400	367, 200		
121	300, 600	331, 600	365, 700			121	300, 600	331, 600	367, 500		
122	301, 000	331, 900	366, 200			122	301, 000	331, 900			
123	301, 300	332, 200	366, 700			123	301, 300	332, 200			

124	301,600	332,500	367,200
125	301,800	332,700	367,500
126	302,000	333,000	
127	302,300	333,400	
128	302,700	333,600	
129	302,900	333,800	
130	303,200	334,000	
131	303,600	334,400	
132	304,000	334,600	
133	304,200	334,900	
134	304,500	335,300	
135	304,800	335,700	
136	305,100	336,100	
137	305,300	336,400	
138	305,600	336,800	
139	305,900	337,200	
140	306,200	337,600	
141	306,400	337,900	
142	306,800	338,300	
143	307,200	338,600	
144	307,500	339,000	
145	307,700	339,300	
146	307,900	339,700	
147	308,200	340,100	
148	308,600	340,500	
149	308,800	340,800	
150	309,000	341,200	
151	309,300	341,600	
152	309,600	342,000	
153	310,000	342,300	
154	310,200		
155	310,400		
156	310,700		
157	311,000		
158	311,300		
159	311,600		
160	311,900		
161	312,300		
162	312,600		
163	312,900		

124	301,600	332,500		
125	301,800	332,700		
126	302,000	333,000		
127	302,300	333,400		
128	302,700	333,600		
129	302,900	333,800		
130	303,200	334,000		
131	303,600	334,400		
132	304,000	334,600		
133	304,200	334,900		
134	304,500	335,300		
135	304,800	335,700		
136	305,100	336,100		
137	305,300	336,400		
138	305,600	336,800		
139	305,900	337,200		
140	306,200	337,600		
141	306,400	337,900		
142	306,800	338,300		
143	307,200	338,600		
144	307,500	339,000		
145	307,700	339,300		
146	307,900	339,700		
147	308,200	340,100		
148	308,600	340,500		
149	308,800	340,800		
150	309,000	341,200		
151	309,300	341,600		
152	309,600	342,000		
153	310,000	342,300		
154	310,200			
155	310,400			
156	310,700			
157	311,000			
158	311,300			
159	311,600			
160	311,900			
161	312,300			
162	312,600			
163	312,900			

	164	313,200				
	165	313,600				
	166	313,900				
	167	314,200				
	168	314,500				
	169	314,900				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300

備考 この表は、保健師、看護師、准看護師、歯科衛生士その他の職員で村長が定めるものに適用する。

	164	313,200				
	165	313,600				
	166	313,900				
	167	314,200				
	168	314,500				
	169	314,900				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300

備考 この表は、保健師、看護師、准看護師、歯科衛生士その他の職員で村長が定めるものに適用する。

東海村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現 行	改正案
第1条～第4条 （略） （扶養手当） 第5条 （略） 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 <u>（1） 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u> <u>（2） （略）</u> <u>（3） （略）</u> <u>（4） （略）</u> <u>（5） （略）</u> 第5条の2～第15条 （略） （給与の減額） 第16条 （略） 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他村長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により村長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 3・4 （略）	第1条～第4条 （略） （扶養手当） 第5条 （略） 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 <u>（1） （略）</u> <u>（2） （略）</u> <u>（3） （略）</u> <u>（4） （略）</u> 第5条の2～第15条 （略） （給与の減額） 第16条 （略） 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者<u>（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）</u>、父母、子、配偶者の父母その他村長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により村長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 3・4 （略）

第 17 条～第 22 条 （略）

（定年前三任用短時間勤務職員についての適用除外）

第 23 条 第 5 条、第 6 条、第 15 条の規定は、地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項
又は第 22 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員には適用しない。

第 24 条 （略）

第 17 条～第 22 条 （略）

（定年前三任用短時間勤務職員についての適用除外）

第 23 条 第 5 条及び第 15 条の規定は、地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項又は第
22 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員には適用しない。

第 24 条 （略）

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第3条関係）

現 行	改正案
本則 （略） 附 則 第1条～第4条 （略） （東海村職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第5条 （略） 2～6 （略） 7 東海村職員の給与に関する条例第6条第2項、第6項及び第8項並びに第11条から第12条の2並びに新給与条例第6条第3項から第5項まで及び第7項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 8 （略） （東海村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第6条 東海村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、<u>第6条</u>及び第15条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。	本則 （略） 附 則 第1条～第4条 （略） （東海村職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第5条 （略） 2～6 （略） 7 東海村職員の給与に関する条例第6条第2項、第6項及び第8項並びに第11条並びに新給与条例第6条第3項から第5項まで及び第7項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 8 （略） （東海村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第6条 東海村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条及び第15条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

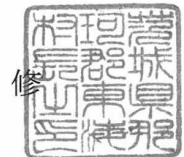
議案第 17 号

東海村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

東海村手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

東海村長 山 田



提案理由

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）の施行に伴い，土地の埋立て等許可申請手数料及び同変更許可申請手数料の対象面積を変更し，並びに宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査の申請に対する審査手数料を追加するための条例の一部改正

東海村手数料徴収条例の一部を改正する条例

東海村手数料徴収条例（平成１２年東海村条例第１３号）の一部を次のように改正する。

別表３５の項金額の欄中「３，０００平方メートル未満」を「３，０００平方メートル以下」に改め，「３，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のときは４０，０００円」を削り，同表３６の項金額の欄中「３，０００平方メートル未満」を「３，０００平方メートル以下」に改め，「３，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のときは２７，０００円」を削り，同表中５３の項を５４の項とし，５２の項を５３の項とし，５１の項を５２の項とし，５０の項の次に次の１項を加える。

５１ 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和３６年法律第１９１号)第１８条第１項又は第３７条第１項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査の申請に対する審査手数料	１件につき，次に掲げる盛土又は切土をする土地の面積ごとに０．３ヘクタール以内のときは２，７００円，０．３ヘクタールを超え２ヘクタール以内のときは５，４００円，２ヘクタールを超え４ヘクタール以内のときは１０，８００円，４ヘクタールを超え７ヘクタール以内のときは２１，６００円，７ヘクタールを超え１０ヘクタール以内のときは３７，８００円，１０ヘクタールを超えるときは５４，０００円
--	--

附 則

この条例は，令和７年４月１日から施行する。

東海村手数料徴収条例新旧対照表

現 行		改正案	
本則 (略)		本則 (略)	
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)	
手数料の種類	金額	手数料の種類	金額
1～34 (略)		1～34 (略)	
35 土地の埋立て等許可申請手数料	1件につき、土地の埋立てを行 う面積ごとに 1,000平方メートル未満の ときは13,000円 1,000平方メートル以上 <u>3,000平方メートル未満の</u> ときは28,000円 <u>3,000平方メートル以上</u> <u>5,000平方メートル未満の</u> ときは40,000円	35 土地の埋立て等許可申請手数料	1件につき、土地の埋立てを行 う面積ごとに 1,000平方メートル未満の ときは13,000円 1,000平方メートル以上 <u>3,000平方メートル以下の</u> ときは28,000円
36 土地の埋立て等変更許可申請手数料	1件につき、土地の埋立てを行 う面積ごとに 1,000平方メートル未満の ときは6,000円 1,000平方メートル以上 <u>3,000平方メートル未満の</u> ときは15,000円 <u>3,000平方メートル以上</u> <u>5,000平方メートル未満の</u> ときは27,000円	36 土地の埋立て等変更許可申請手数料	1件につき、土地の埋立てを行 う面積ごとに 1,000平方メートル未満の ときは6,000円 1,000平方メートル以上 <u>3,000平方メートル以下の</u> ときは15,000円
37～50 (略)		37～50 (略)	

		<u>5 1 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第18条第1項又は第37条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査の申請に対する審査手数料</u>	1件につき、次に掲げる盛土又は切土をする土地の面積ごとに0.3ヘクタール以内のときは2,700円,0.3ヘクタールを超え2ヘクタール以内のときは5,400円,2ヘクタールを超え4ヘクタール以内のときは10,800円,4ヘクタールを超え7ヘクタール以内のときは21,600円,7ヘクタールを超え10ヘクタール以内のときは37,800円,10ヘクタールを超えるときは54,000円
<u>5 1</u> (略)		<u>5 2</u> (略)	
<u>5 2</u> (略)		<u>5 3</u> (略)	
<u>5 3</u> (略)		<u>5 4</u> (略)	

議案第 18 号

東海村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

東海村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

東海村長 山 田



提案理由

家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の改正に伴い，家庭的保育事業等における保育の内容に関する支援に係る連携施設確保を見直し，及び連携施設を確保しないことを認める経過措置の有効期限を延長するほか，所要の改正を行うための条例の一部改正

東海村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東海村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年東海村条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第6条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「次に」を「次の各号に」に、「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

（1） 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと村長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

（2） 村長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第 6 条第 2 項を同条第 4 項とし，同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 村長は，家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって，次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは，前項第 1 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは，第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（第 5 項において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）であって，第 1 項第 1 号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第 16 条第 1 項第 2 号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

第 29 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め，同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 31 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め，同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 44 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め，同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 47 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め，同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

附則第 3 条中「10 年」を「15 年」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

東海村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現 行	改正案
第1条～第5条 （略） （保育所等との連携） 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条，次条第1項，第14条第1項及び第2項，第15条第1項，第2項及び第5項，第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は，利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ，及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう，次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。），幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 （1） 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定，保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談，助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 （2） （略） （3） 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては，第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を，当該保育の提供の終了に際して，当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき，引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	第1条～第5条 （略） （保育所等との連携） 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条，次条第1項，第14条第1項及び第2項，第15条第1項，第2項及び第5項，第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は，利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ，及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう，次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。），幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 （1） 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定，保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談，助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 （2） （略） （3） 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては，第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を，当該保育の提供の終了に際して，当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき，引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 村長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力

2 村長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 村長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと村長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 村長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に

を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) (略)

4 (略)

5 (略)

第7条～第15条 (略)

(食事の提供の特例)

第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) (略)

- (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) (略)

2 (略)

第17条～第28条 (略)

定めるものをいう。

- (1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) (略)

6 (略)

7 (略)

第7条～第15条 (略)

(食事の提供の特例)

第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) (略)

- (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) (略)

2 (略)

第17条～第28条 (略)

(職員) 第29条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) 第30条 (略) (職員) 第31条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) 第32条～第43条 (略) (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に	(職員) 第29条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) 第30条 (略) (職員) 第31条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) 第32条～第43条 (略) (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に
--	--

上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることとはできない。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

第45条・第46条 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

第48条・第49条 (略)

附 則

第1条・第2条 (略)

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると村が認

上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることとはできない。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

第45条・第46条 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

第48条・第49条 (略)

附 則

第1条・第2条 (略)

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると村が認

める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 第4条～第9条　（略）	める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 第4条～第9条　（略）
--	--

議案第 19 号

東海村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

東海村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

東海村長 山 田



提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）の改正に伴い、特定地域型保育事業者等に係る保育の内容に関する支援に係る連携施設確保を見直し、及び連携施設を確保しないことを認める経過措置の有効期限を延長するための条例の一部改正

東海村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東海村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年東海村条例第27号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号の」を「第1項第2号の」に改め、同項各号を次のように改める。

（1） 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと村長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じない

ようにするための措置が講じられていること。

- (2) 村長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 村長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

東海村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現 行	改正案
第1条～第36条 （略） 第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（同令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。））にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 （略） 第38条～第41条 （略） （特定教育・保育施設等との連携） 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第5項</u>までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると村が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 （1） 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支	第1条～第36条 （略） 第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（同令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。））にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 （略） 第38条～第41条 （略） （特定教育・保育施設等との連携） 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第7項</u>までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると村が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 （1） 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支

援を行うこと。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 村長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う

援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 村長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 村長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合に

者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

第43条～第53条 (略)

附 則

は、次のア及びイに掲げる要件を満たすと村長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 村長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

第43条～第53条 (略)

附 則

第1条～第4条 （略） （連携施設に関する経過措置） 第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると村が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	第1条～第4条 （略） （連携施設に関する経過措置） 第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると村が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。
--	--

議案第 20 号

東海村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

東海村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

東海村長 山 田



提案理由

新たな小規模保育事業所の開所に伴い，委員定数の見直しを行うための条例の一部改正

東海村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

東海村子ども・子育て会議条例（平成26年東海村条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「15人」を「16人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 委員となる者に係る委嘱の手續等その他の準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

東海村子ども・子育て会議条例新旧対照表

現 行	改正案
第1条・第2条 （略） （組織） 第3条 子ども・子育て会議は、委員<u>15人</u>以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱し、又は任命する。 （1）～（6） （略） 第4条～第9条 （略）	第1条・第2条 （略） （組織） 第3条 子ども・子育て会議は、委員<u>16人</u>以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱し、又は任命する。 （1）～（6） （略） 第4条～第9条 （略）

議案第 2 1 号

東海村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

東海村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

東海村長 山 田



提案理由

国民健康保険事業の安定的な運営を図る観点から、税率等を改めるとともに、未就学児に係る均等割額の減額規定の誤り等を修正するための条例の一部改正

東海村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第1条 東海村国民健康保険税条例（昭和41年東海村条例第13号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項各号列記以外の部分中「及びイ」を削り、「ウ及びエに掲げる額」を「イに掲げる額」に、「並びに」を「及び」に、「オに掲げる額」を「ウに掲げる額」に改め、同条第2項第1号ア中「10,500円」を「4,500円」に改め、同号ウ中「3,000円」を「12,000円」に改め、同項第2号ア中「3,850円」を「1,650円」に改め、同号ウ中「1,100円」を「4,400円」に改め、同号エ中「7,000円」を「5,500円」に改める。

第19条の2中「第21条の2」を「第19条の2」に改める。

第2条 東海村国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.1」を「100分の6.8」に改める。

第4条中「30,000円」を「36,600円」に改める。

第5条中「100分の2.4」を「100分の2.6」に改める。

第6条中「11,000円」を「13,900円」に改める。

第7条の2中「14,000円」を「15,300円」に改める。

第19条第1項第1号中「特定同一世帯所属者」の次に「(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)」を加え、同号ア中「21,000円」を「25,620円」に改め、同号イ中「7,700円」を「9,730円」に改め、同号ウ中「9,800円」を「10,710円」に改め、同項第2号ア中「15,000円」を「18,300円」に改め、同号イ中「5,500円」を「6,950円」に改め、同号ウ中「7,000円」を「7,650円」に改め、同項第3号ア中「6,000円」を「7,320円」に改め、同号イ中「2,200円」を「2,78

0 円」に改め、同号ウ中「2, 8 0 0 円」を「3, 0 6 0 円」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「4, 5 0 0 円」を「5, 4 9 0 円」に改め、同号イ中「7, 5 0 0 円」を「9, 1 5 0 円」に改め、同号ウ中「1 2, 0 0 0 円」を「1 4, 6 4 0 円」に改め、同号エ中「1 5, 0 0 0 円」を「1 8, 3 0 0 円」に改め、同項第 2 号ア中「1, 6 5 0 円」を「2, 0 8 5 円」に改め、同号イ中「2, 7 5 0 円」を「3, 4 7 5 円」に改め、同号ウ中「4, 4 0 0 円」を「5, 5 6 0 円」に改め、同号エ中「5, 5 0 0 円」を「6, 9 5 0 円」に改める。

第 1 9 条の 2 中「（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）」を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、公布の日から施行し、同条の規定による改正後の東海村国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

（適用区分）

- 2 第 2 条の規定による改正後の東海村国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

東海村国民健康保険税条例新旧対照表（第1条関係）

現 行	改正案
第1条～第18条（略） （国民健康保険税の減額） 第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が240,000円を超える場合には、240,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。 （1）～（3）（略） 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 （1） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>10,500円</u> イ （略） ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,000円</u> エ （略）	第1条～第18条（略） （国民健康保険税の減額） 第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が240,000円を超える場合には、240,000円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。 （1）～（3）（略） 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 （1） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,500円</u> イ （略） ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>12,000円</u> エ （略）

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>3, 850円</u> イ (略) ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>1, 100円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>7, 000円</u> 3 (略) (特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例) 第19条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第20条の2第1項において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第21条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。 第20条～第23条 (略)	(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>1, 650円</u> イ (略) ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>4, 400円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5, 500円</u> 3 (略) (特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例) 第19条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第20条の2第1項において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第19条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。 第20条～第23条 (略)
--	--

東海村国民健康保険税条例新旧対照表（第2条関係）

現 行	改正案
第1条・第2条 （略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.1</u>を乗じて算定する。 2 （略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>30,000円</u>とする。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第5条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.4</u>を乗じて算定する。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第6条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>11,000円</u>とする。 （介護納付金課税被保険者に係る所得割額） 第7条 （略） （介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額） 第7条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>14,000円</u>とする。	第1条・第2条 （略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.8</u>を乗じて算定する。 2 （略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>36,600円</u>とする。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第5条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.6</u>を乗じて算定する。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第6条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>13,900円</u>とする。 （介護納付金課税被保険者に係る所得割額） 第7条 （略） （介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額） 第7条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>15,300円</u>とする。

第8条～第18条 (略)

(国民健康保険税の減額)

第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が240,000円を超える場合には、240,000円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に

第8条～第18条 (略)

(国民健康保険税の減額)

第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が240,000円を超える場合には、240,000円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」

係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について21,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について7,700円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について9,800円

（2） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき295,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について15,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,500円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について7,

という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について25,620円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について9,730円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について10,710円

（2） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき295,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について18,300円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,950円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について7,

000円

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,200円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,800円

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,500円

650円

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について7,320円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,780円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について3,060円

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5,490円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,500円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 12,000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 15,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,650円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 2,750円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 4,400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,500円

3 (略)

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第19条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第20条の2第1項において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第19条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 9,150円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 14,640円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 18,300円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 2,085円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,475円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 5,560円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,950円

3 (略)

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第19条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第20条の2第1項において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第19条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。

第20条～第23条 (略)

第20条～第23条 (略)

議案第 2 2 号

東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

東海村長 山 田



提案理由

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号）の施行
による茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 1
5 年茨城県条例第 6 7 号）の一部改正に伴い，許可を必要とする土地の
埋立て等に係る面積基準に関し県条例との整合性を図るほか，所要の改
正を行うための条例の一部改正

東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を
改正する条例

東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成30年東海村条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条中「及び災害の防止」を削る。

第9条第1項中「5,000平方メートル未満」を「3,000平方メートル以下」に改め、同条第2項第9号を削り、同項第10号中「及び災害の防止」を削り、同号を同項第9号とし、同項第11号を同項第10号とする。

第10条第4号を削り、同条第5号中「及び災害の防止」を削り、同号を同条第4号とし、同条第6号中「第23条1項」を「第23条第1項」に改め、同号を同条第5号とする。

第11条中「又は災害の防止」を削る。

第12条第1項中「第10号」を「第9号」に改め、同条第3項中「第11号」を「第10号」に改める。

第16条中「及び災害の防止」を削る。

第18条中「の施工」を削る。

第21条中「備え置き」を「備置き」に改め、「又は災害の防止」を削る。

第22条第1項第3号中「第5号」を「第4号」に改め、同項第4号中「第10条第6号」を「第10条第5号」に改める。

第23条第2項第1号中「土地の埋立て等の施工に関する計画若しくは」及び「及び災害の防止」を削り、同項第2号中「又は災害の防止」を削る。

第25条中「又は災害の防止」を削る。

第29条第1項中「該当する」の次に「ときは、その違反行為をした」を加え、同項各号中「者」を「とき。」に改め、同条第2項中「該当する」の次に「ときは、その違反行為をした」を加え、同項各号中「者」を「と

き。」に改め、同条第3項中「該当する」の次に「ときは、その違反行為をした」を加え、同項各号中「者」を「とき。」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この附則に別段の定めのあるもののほか、この条例の施行の際現にこの条例による改正前の東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第9条第1項の規定による許可を受けている者であって、現に当該許可に係る土地の埋立て等に着手しているものについては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第9条第1項の規定による許可を受けている者であって、当該許可に係る土地の埋立て等に着手していないものは、この条例の施行の日に、改正後の条例第9条第1項の許可を受けたものとみなす。
- 4 この条例の施行前にされた改正前の条例第9条第2項の規定による許可の申請であって、この条例の施行の際に許可又は不許可の処分がされていないものは、改正後の条例第9条第2項の規定による許可の申請とみなす。
- 5 この条例の施行前にした行為及び附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
(目的) 第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て等について、村、土地の埋立て等を行う者等の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定め、もって生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的とする。 第2条・第3条 (略) (土地の埋立て等を行う者の責務) 第4条 土地の埋立て等を行う者は、土地の埋立て等を行うに当たっては、埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を講じなければならない。 第5条～第8条 (略) (土地の埋立て等の許可) 第9条 埋立て等区域の面積が<u>5,000平方メートル未満</u>である土地の埋立て等を行おうとする者は、村長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土地の埋立て等については、この限りでない。 (1)～(4) (略) 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定める申請書に次に掲げる事項を記載し、村長に提出しなければならない。 (1)～(8) (略) <u>(9) 土地の埋立て等の施工に関する計画</u> <u>(10) 埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画</u> <u>(11) (略)</u> 3 (略)	(目的) 第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て等について、村、土地の埋立て等を行う者等の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定め、もって生活環境の保全に資することを目的とする。 第2条・第3条 (略) (土地の埋立て等を行う者の責務) 第4条 土地の埋立て等を行う者は、土地の埋立て等を行うに当たっては、埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。 第5条～第8条 (略) (土地の埋立て等の許可) 第9条 埋立て等区域の面積が<u>3,000平方メートル以下</u>である土地の埋立て等を行おうとする者は、村長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土地の埋立て等については、この限りでない。 (1)～(4) (略) 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定める申請書に次に掲げる事項を記載し、村長に提出しなければならない。 (1)～(8) (略) <u>(9) 埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全に関する計画</u> <u>(10) (略)</u> 3 (略)

(許可の基準)

第10条 村長は、前条第2項の規定による許可の申請があった場合においては、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ許可をしてはならない。

(1)～(3) (略)

(4) 土地の埋立て等の施工に関する計画が規則で定める技術上の基準に適合していること。

(5) 埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が規則で定める基準に適合していること。

(6) 土地の埋立て等を行おうとする者が次のいずれにも該当しないこと。

ア～エ (略)

オ 第23条第1項又は第2項の規定による命令を受け、当該命令に係る措置が完了していない者（当該命令を受けた者が法人であるときは、当該命令の日

に当該法人の役員であった者を含む。）

カ～シ (略)

(許可の条件)

第11条 村長は、第9条第1項の許可に、当該許可に係る埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全又は災害の防止のため必要な限度において、条件を付することができる。

(変更の許可等)

第12条 第9条第1項の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）は、同条第2項第4号から第10号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、村長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 (略)

3 許可を受けた者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更があったとき又は第

(許可の基準)

第10条 村長は、前条第2項の規定による許可の申請があった場合においては、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ許可をしてはならない。

(1)～(3) (略)

(4) 埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全に関する計画が規則で定める基準に適合していること。

(5) 土地の埋立て等を行おうとする者が次のいずれにも該当しないこと。

ア～エ (略)

オ 第23条第1項又は第2項の規定による命令を受け、当該命令に係る措置が完了していない者（当該命令を受けた者が法人であるときは、当該命令の日

に当該法人の役員であった者を含む。）

カ～シ (略)

(許可の条件)

第11条 村長は、第9条第1項の許可に、当該許可に係る埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全のため必要な限度において、条件を付することができる。

(変更の許可等)

第12条 第9条第1項の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）は、同条第2項第4号から第9号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、村長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 (略)

3 許可を受けた者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更があったとき又は第

9条第2項第1号若しくは第11号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、当該変更した日から15日以内にその旨を村長に届け出なければならない。

第13条～第15条 （略）

（施工管理者の設置等）

第16条 許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理をつかさどる者（以下「施工管理者」という。）を置かなければならない。

2 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等を施工するときは、施工管理者に、当該許可に係る埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理をさせなければならない。

第17条 （略）

第18条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土地の埋立て等の施工に関し、規則で定める事項を帳簿に記載しておかなければならない。

第19条・第20条 （略）

（書類の備置き及び閲覧）

第21条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る第9条第2項の申請書の写し、第18条の帳簿その他規則で定める書類を当該許可に係る埋立て等区域内又は最寄りの事務所若しくは事業所に備え置き、当該土地の埋立て等に関し生活環境の保全又は災害の防止上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

（許可の取消し等）

第22条 村長は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、当該許可を取り消し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命ずることができる。

9条第2項第1号若しくは第10号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、当該変更した日から15日以内にその旨を村長に届け出なければならない。

第13条～第15条 （略）

（施工管理者の設置等）

第16条 許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全のために必要な施工上の管理をつかさどる者（以下「施工管理者」という。）を置かなければならない。

2 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等を施工するときは、施工管理者に、当該許可に係る埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全のために必要な施工上の管理をさせなければならない。

第17条 （略）

第18条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土地の埋立て等に関し、規則で定める事項を帳簿に記載しておかなければならない。

第19条・第20条 （略）

（書類の備置き及び閲覧）

第21条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る第9条第2項の申請書の写し、第18条の帳簿その他規則で定める書類を当該許可に係る埋立て等区域内又は最寄りの事務所若しくは事業所に備置き、当該土地の埋立て等に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

（許可の取消し等）

第22条 村長は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、当該許可を取り消し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命ずることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 第10条第1号から第5号までに規定する許可の基準に違反したとき。

(4) 第10条第6号 (エを除く。) のいずれかに該当するに至ったとき。

(5)・(6) (略)

2 (略)

(措置命令等)

第23条 (略)

2 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を受けた者に対し、規則で定めるところにより、第11条の規定により第9条第1項又は第12条第1項の許可に付した条件を変更し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命じ、若しくは期限を定めて当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(1) 土地の埋立て等が第10条各号の基準又は当該土地の埋立て等の許可に係る第9条第2項の申請書に記載した土地の埋立て等の施工に関する計画若しくは埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画に適合していないと認めるとき。

(2) 生活環境の保全又は災害の防止のため緊急の必要があると認めるとき。

第24条 (略)

(協力要請)

第25条 村長は、生活環境の保全又は災害の防止のため必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、必要な協力を要請することができる。

第26条～第28条 (略)

(罰則)

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第1項又は第12条第1項の規定に違反して土地の埋立て等を行

(1)・(2) (略)

(3) 第10条第1号から第4号までに規定する許可の基準に違反したとき。

(4) 第10条第5号 (エを除く。) のいずれかに該当するに至ったとき。

(5)・(6) (略)

2 (略)

(措置命令等)

第23条 (略)

2 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を受けた者に対し、規則で定めるところにより、第11条の規定により第9条第1項又は第12条第1項の許可に付した条件を変更し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命じ、若しくは期限を定めて当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(1) 土地の埋立て等が第10条各号の基準又は当該土地の埋立て等の許可に係る第9条第2項の申請書に記載した埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全に関する計画に適合していないと認めるとき。

(2) 生活環境の保全のため緊急の必要があると認めるとき。

第24条 (略)

(協力要請)

第25条 村長は、生活環境の保全のため必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、必要な協力を要請することができる。

第26条～第28条 (略)

(罰則)

第29条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第1項又は第12条第1項の規定に違反して土地の埋立て等を行

った<u>者</u> (2) 第22条第1項又は第23条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した<u>者</u> 2 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 (1) 第26条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした<u>者</u> (2) 第26条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした<u>者</u> 3 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1) 第12条第3項、第13条、第15条第2項、第19条第1項、第20条第1項若しくは第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした<u>者</u> (2) 第14条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした<u>者</u> (3) 第17条の規定に違反した<u>者</u> 第30条 (略)	った<u>とき。</u> (2) 第22条第1項又は第23条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した<u>とき。</u> 2 次の各号のいずれかに該当する<u>ときは、その違反行為をした者は</u>、50万円以下の罰金に処する。 (1) 第26条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした<u>とき。</u> (2) 第26条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした<u>とき。</u> 3 次の各号のいずれかに該当する<u>ときは、その違反行為をした者は</u>、30万円以下の罰金に処する。 (1) 第12条第3項、第13条、第15条第2項、第19条第1項、第20条第1項若しくは第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした<u>とき。</u> (2) 第14条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした<u>とき。</u> (3) 第17条の規定に違反した<u>とき。</u> 第30条 (略)
---	---

議案第 23 号

東海村下水道条例の一部を改正する条例の制定について

東海村下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

東海村長 山 田



提案理由

下水道法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 2 号）等の施行に伴い，下水の水質基準等に係る規定事項の整合性を図るほか，下水道使用料算定の際の端数処理方法の変更及び下水道使用期間に応じた基本使用料徴収を行うための条例の一部改正

東海村下水道条例の一部を改正する条例

東海村下水道条例（昭和 6 3 年東海村条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「公共下水道の管理，使用及び施設の構造の基準」を「村の設置する公共下水道の管理」に改める。

第 3 条第 1 号中「汚水」を「下水」に改め，同条第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

（ 2 ） 汚水 法第 2 条第 1 号に規定する汚水をいう。

（ 3 ） 公共下水道 法第 2 条第 3 号に規定する公共下水道をいう。

第 3 条第 4 号中「（し尿浄化槽を除く。）」を削り，同条第 6 号を次のように改める。

（ 6 ） 特定事業場 法第 1 2 条の 2 第 1 項に規定する特定事業場をいう。

第 3 条第 9 号中「区分された」の次に「おおむね」を加え，「いう」を「いい，その始期及び終期は，規則で定める」に改める。

第 4 条第 1 号中「分流式の」及び「（法第 1 1 条第 1 項の規定により，又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て，他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。）」を削り，「私設汚水ます等で汚水を排除すべき公共汚水ます」を「，公共下水道の公共ます（以下「公共ます」という。）」に改め，同条第 3 号本文中「排水管の内径」の次に「及び勾配」を加え，「排水管の断面積」を「排水渠の断面積」に，「それぞれの区分に応じて」を「同表の上欄の区分に応じてそれぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と」に改め，同号の表を次のように改める。

排水人口	排水管の内径	勾配
1 5 0 人未満	1 0 0 ミリメートル以上	1 0 0 分の 2 以上

150人以上300人未満	125ミリメートル以上	100分の1.7以上
300人以上500人未満	150ミリメートル以上	100分の1.5以上
500人以上	200ミリメートル以上	100分の1.2以上

第5条第1項中「（これに接続する除害施設を含む。以下「排水設備等」という。）」を「又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設（以下これらを「排水設備等」という。）」に改め、同条第2項中「変更事項」を「変更」に改め、同項ただし書中「軽微な」及び「事前に」を削る。

第7条第2項中「検査済証」を「対し、規則で定めるところにより、検査済証」に改める。

第9条の前の見出し中「下水」を「特定事業場からの下水」に改め、同条第1項中「者は」の次に「，法第12条の2第3項及び第5項の規定により」を加え、同項に次の2号を加える。

（6） 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満

（7） 燐含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

第9条第2項第1号中「第1号」の次に「，第6号又は第7号」を加える。

第10条及び第11条を次のように改める。

（除害施設の設置）

第10条 法第12条第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置を講じなければならない。

（1） 温度 45度未満

（2） 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

（3） ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1 リットルにつき 30 ミリグラム以下

(4) 沃素消費量 1 リットルにつき 220 ミリグラム未満

第 11 条 法第 12 条の 11 第 1 項の規定により，次に定める基準に適合しない下水（法第 12 条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して公共下水道を使用する者は，除害施設を設け，又は必要な措置を講じなければならない。

(1) 下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 9 条の 4 第 1 項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値

(2) 温度 45 度未満

(3) アンモニア性窒素，亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1 リットルにつき 380 ミリグラム未満

(4) 水素イオン濃度 水素指数 5 を超え 9 未満

(5) 生物化学的酸素要求量 1 リットルにつき 5 日間に 600 ミリグラム未満

(6) 浮遊物質 1 リットルにつき 600 ミリグラム未満

(7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1 リットルにつき 5 ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1 リットルにつき 30 ミリグラム以下

(8) 窒素含有量 1 リットルにつき 240 ミリグラム未満

(9) 燐含有量 1 リットルにつき 32 ミリグラム未満

(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道（当該公共下水道が法第 6 条第 5 号に規定する流域関連公共下水道である場合には，当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第 5 号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。）

当該排水基準に係る数値

第 19 条から第 21 条の 4 までを削る。

第 18 条を第 20 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(改善命令)

第 21 条 村長は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者若しくは使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。

第 17 条第 1 項中「前条」を「第 18 条」に改め、同条を第 19 条とする。

第 16 条の見出し中「使用料等」を「使用料」に改め、同条第 1 項中「10 円」を「1 円」に改め、同条第 2 項中「次の」の次に「各号に」を加え、同項第 2 号中「，使用水量」を「，当該使用水量」に改め、「規則で定めるところにより村長が」を「村長が」に改め、同条第 3 項中「場合も 1 使用月分の使用料を徴収」を「場合における基本使用料の額は，15 日に満たないときは半額，15 日を超えるときは全額と」に改め、同条を第 18 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

(使用の態様の変更の届出)

第 18 条の 2 使用者は、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除することとなったとき、水道水以外の水を使用するための設備に変更があったときその他規則で定める使用の態様の変更があったときは、遅滞なくその旨を村長に届け出なければならない。

(使用料の減免)

第 18 条の 3 村長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。

第 15 条第 1 項中「村」を「村長」に改め、同条第 3 項中「追徴金」を「追徴」に改め、同条を第 17 条とする。

第 14 条第 1 項中「再開した」を「再開しようとする」に、「当該使

用者は、遅滞なくその旨」を「規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨」に改め、同条第2項を次のように改め、同条を第16条とする。

2 法第11条の2、法第12条の3、法第12条の4又は法第12条の7の規定による届出をした者は、前項の規定による届出をした者とみなす。

第13条を削る。

第12条の見出し中「制限」の次に「及び土砂等の排除の禁止」を加え、同条に次の1項を加える。

2 使用者は、土砂、ゴミその他の公共下水道に障害を及ぼすおそれのある物を排除してはならない。

第12条を第15条とし、第11条の次に次の3条を加える。

（水質管理責任者制度）

第12条 除害施設又は法第11条の2第2項に規定する特定施設を設置した者は、規則で定めるところにより、その維持管理に関する業務を行う水質管理責任者を選任し、遅滞なく、その旨を村長に届け出なければならない。

（除害施設の設置等の届出）

第13条 除害施設を設置し、休止し又は廃止しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を村長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

（排除の停止又は制限）

第14条 村長は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。

（1） 公共下水道を損傷するおそれがあるとき。

（2） 公共下水道の機能を阻害するおそれがあるとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、村長が管理上必要であると認めるとき。

第22条第1項中「者は」の次に「、規則で定めるところにより」を

加える。

第 26 条第 1 号中「第 1 項又は第 2 項」を削り，「工事を実施した者」を「新設等を行った者」に改め，同条第 2 号を次のように改める。

(2) 第 6 条の規定に違反して排水設備等の新設等を行った者
第 26 条に次の 7 号を加える。

(3) 排水設備等の新設等を行って第 7 条第 1 項の規定による届出
が著しく遅延した者又は同届出を怠った者

(4) 第 10 条又は第 11 条の規定に違反した使用者

(5) 第 13 条の規定による届出を怠った者

(6) 第 20 条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し，
又は怠った者

(7) 第 21 条に規定する命令に違反した者

(8) 第 26 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者

(9) 第 5 条，第 13 条，第 16 条，第 18 条第 2 項第 3 号，第 1
8 条の 2，第 20 条又は第 22 条第 1 項の規定で定めるものに
不実の記載を行った者

第 26 条を第 32 条とし，第 25 条を第 31 条とし，第 24 条を第 3
0 条とし，第 23 条の次に次の 6 条を加える。

(占用)

第 24 条 公共下水道の敷地又は施設（これを補完する設備等を含む。）
内を占用する物件（以下「占用物件」という。）を設け，継続して占
用しようとする者は，次に掲げる事項を記載した書面を提出して村長
の許可を受けなければならない。

(1) 占用の目的，期間及び場所

(2) 占用物件の構造

(3) 工事実施の方法

(4) 工事の期間

(5) 原状回復の方法

2 前項の規定は、許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。ただし、公共下水道の機能を妨げ、又は損傷するおそれのない範囲で、占用物件に添加及び同物件の設置の目的に付随して行われる軽微な変更を除く。

3 第1項の規定にかかわらず、占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可があったとみなす。

4 村長は、前3項の許可を受けた者（以下「占用者」という。）から占用料を徴収することができる。

5 占用の期間（以下「占用期間」という。）は、原則5年以内とする。ただし、占用者が占用期間を満了する前に、継続して占用したい旨の第1項に規定する書面の提出があったときは、必要に応じてこれを許可し、占用期間を更新することを妨げない。

（占用の許可の取消し）

第25条 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の占用の許可を取り消すことができる。

（1） 占用者が占用料を支払わない場合

（2） 占用者が占用物件を使用している実態がない場合又は占用の実態が過度に異なる場合

（3） 占用者が前条第1項の規定に基づき提出した書類の内容に虚偽が認められる場合又は占用の許可条件に違反した場合

（4） 前各号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない理由により、村長が占用物件撤去の必要があると判断した場合

（原状回復）

第26条 占用者は、占用期間が満了したとき又は占用物件を設ける必要がなくなったときは、当該占用物件を除却し、公共下水道の敷地又は公共下水道を補完する施設を原状に回復しなければならない。ただし、村長が原状に回復することが不適當であると認めたときは、この

限りでない。

- 2 村長は、占用者に対し、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(その他の届出)

第27条 次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに村長に届け出なければならない。

- (1) 使用者に変更があったとき。
- (2) 排水設備等の所有者に変更があったとき。

(手数料)

第28条 村長は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- (1) 指定工事店の指定及び登録 1件につき1万円
- (2) 指定工事店登録の継続 1件につき1万円

- 2 既納の手数料は、返還しない。

(公共下水道の構造及び排水に関する技術上の基準)

第29条 法第7条第2項の条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準又は法第10条第3項の政令で定める技術上の基準に代えて排水設備に適用すべき排水に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 排水設備の接続の方法は、第4条第1号から第3号に規定する基準の例によること。
- (2) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (3) コンクリートその他の耐水性の材料で造ること。
- (4) 漏水並びに雨水及び地下水の侵入を最小限度のものとする措置が講じられていること。
- (5) 汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。
- (6) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。)

にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、かつ、人の立入りを制限する措置が講じられていること。

(7) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。

(8) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう、地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講じられていること。

(9) 管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き、100分の1以上とすること。

(10) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、第4条第3号で規定する数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(11) 汚水（冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。以下この条において同じ。）を排除すべき排水渠は、暗渠とすること。ただし、製造業又はガス供給業の用に供する建築物内においては、この限りでない。

(12) 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。

ア 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。

イ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の120倍を超えない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所

(13) ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができるふた）を設けること。

(14) ますの底には、その接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。

(15) 汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(16) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。

(17) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。

2 前項の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

(1) 臨時的に仮に設ける公共下水道

(2) 非常災害のために必要な応急措置として設ける公共下水道
本則に次の2条を加える。

第33条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。

別表中「（第16条関係）」を「（第18条関係）」に改める。

附 則

(施行日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第18条の規定は、令和7年6月1日以後

に料金の支払を受ける権利が確定する使用料について適用し，同日前に料金の支払を受ける権利が確定する使用料については，なお従前の例による。

東海村下水道条例新旧対照表

現 行	改正案
(趣旨) 第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。） その他の法令に定めがあるもののほか、<u>公共下水道の管理、使用及び施設の構造の基準</u>について、必要な事項を定めるものとする。 第2条 (略) (用語の定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 下水 法第2条第1号に規定する<u>汚水</u>をいう。 (2) <u>公共下水道</u> 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。 (3) <u>排水施設</u> 法第2条第2号に規定する排水施設をいう。 (4) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備<u>(し尿浄化槽を除く。)</u>をいう。 (5) (略) (6) <u>特定事業場</u> 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設（下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「令」という。）第9条の2に規定する施設を除く。）を設置する工場又は事業場をいう。 (7) ・ (8) (略) (9) 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分された1月の期間をいう。 (排水設備の接続方法及び内径等) 第4条 排水設備義務者が排水設備を新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)	(趣旨) 第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。） その他の法令に定めがあるもののほか、<u>村の設置する公共下水道の管理</u>について、必要な事項を定めるものとする。 第2条 (略) (用語の定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 下水 法第2条第1号に規定する<u>下水</u>をいう。 (2) <u>汚水</u> 法第2条第1号に規定する汚水をいう。 (3) <u>公共下水道</u> 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。 (4) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備をいう。 (5) (略) (6) <u>特定事業場</u> 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。 (7) ・ (8) (略) (9) 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分された<u>おおむね1月の期間をい</u> <u>い、その始期及び終期は、規則で定める。</u> (排水設備の接続方法及び内径等) 第4条 排水設備義務者が排水設備を新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)

を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

(1) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備（法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て、他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。）にあつては私設汚水ます等で汚水を排除すべき公共汚水ますに固着させること。

(2) (略)

(3) 汚水を排除すべき排水管の内径は、村長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水管の断面積は、それぞれの区分に応じて同程度以上の流下能力のあるものとすること。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口	排水管の内径
150人未満	100ミリメートル以上
150人以上300人未満	150ミリメートル以上
300人以上600人未満	200ミリメートル以上
600人以上	250ミリメートル以上

(排水設備等の計画の確認)

第5条 排水設備（これに接続する除害施設を含む。以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要書類を添付して提出し、村長の確認を受けなければならない。

2 前項の申請者は、申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更事項について、同項の規定による村長の確認

を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

(1) 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあつては、公共下水道の公共ます（以下「公共ます」という。）に固着させること。

(2) (略)

(3) 汚水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、村長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の上欄の区分に応じてそれぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとすること。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口	排水管の内径	勾配
150人未満	100ミリメートル以上	100分の2以上
150人以上300人未満	125ミリメートル以上	100分の1.7以上
300人以上500人未満	150ミリメートル以上	100分の1.5以上
500人以上	200ミリメートル以上	100分の1.2以上

(排水設備等の計画の確認)

第5条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設（以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要書類を添付して提出し、村長の確認を受けなければならない。

2 前項の申請者は、申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について、同項の規定による村長の確認を

認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更にあつては、事前にその旨を届け出ることをもって足りるものとする。

第6条 (略)

(排水設備等の工事の検査)

第7条 (略)

2 村長は、前項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令等の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行った者に検査済証を交付するものとする。

第8条 (略)

(下水の排除の制限)

第9条 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

(1) ～ (5) (略)

2 特定事業場から排除される下水に係る前項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。

(1) 前項第1号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定による環境省令により、又は同法第3条第3項の規定による水質汚濁防止法に基づき排出基準を定める条例（平成17年茨

受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、その旨を届け出ることをもって足りるものとする。

第6条 (略)

(排水設備等の工事の検査)

第7条 (略)

2 村長は、前項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令等の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、規則で定めるところにより、検査済証を交付するものとする。

第8条 (略)

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第9条 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、法第12条の2第3項及び第5項の規定により、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

(1) ～ (5) (略)

(6) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満

(7) リン含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

2 特定事業場から排除される下水に係る前項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。

(1) 前項第1号、第6号又は第7号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定による環境省令により、又は同法第3条第3項の規定による水質汚濁防止法に基づき排出基準を定め

城県条例第11号)により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。

(2) (略)

第10条 法第12条の10第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して公共下水道に排除してはならない。

(1) 令第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第3項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。

(2) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満

(3) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(4) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満

(5) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満

(6) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(7) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で水質汚濁防止法に基づき排出基準を定める条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。) 当該排水基準に係る数値

る条例(平成17年茨城県条例第11号)により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。

(2) (略)

(除害施設の設置)

第10条 法第12条第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置を講じなければならない。

(1) 温度 45度未満

(2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(4) 沃素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満

(除害施設の設置)

第11条 使用者は、法第12条の規定により、次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水を除く。）を継続して排除するときは、除害施設を設けてこれをしなければならない。

(1) 温度 45度未満

(2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(4) 沃素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満

第11条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置を講じなければならない。

(1) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値

(2) 温度 45度未満

(3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満

(4) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(5) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満

(6) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満

(7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(8) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満

(9) 燐含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道（当該公共下水道が法第6条第5号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。）当該排水基準に係る数値

(し尿排除の制限)

第 1 2 条 (略)

(土砂等の排除の禁止)

第 1 4 条 使用者は、土砂、ゴミその他の公共下水道に障害を及ぼすおそれのある物を排除してはならない。

(使用開始等の届出)

第 1 4 条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は、遅滞なくその旨を村長に届け出なければならない。

2 法第 1 2 条の 3、法第 1 2 条の 4 又は法第 1 2 条の 7 の規定による届出をした者は、前項の規定による届出をした者とみなす。

(水質管理責任者制度)

第 1 2 条 除害施設又は法第 1 1 条の 2 第 2 項に規定する特定施設を設置した者は、規則で定めるところにより、その維持管理に関する業務を行う水質管理責任者を選任し、遅滞なく、その旨を村長に届け出なければならない。

(除害施設の設置等の届出)

第 1 3 条 除害施設を設置し、休止し又は廃止しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を村長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(排除の停止又は制限)

第 1 4 条 村長は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。

(1) 公共下水道を損傷するおそれがあるとき。

(2) 公共下水道の機能を阻害するおそれがあるとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、村長が管理上必要であると認めるとき。

(し尿排除の制限及び土砂等の排除の禁止)

第 1 5 条 (略)

2 使用者は、土砂、ゴミその他の公共下水道に障害を及ぼすおそれのある物を排除してはならない。

(使用開始等の届出)

第 1 6 条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を村長に届け出なければならない。

2 法第 1 1 条の 2、法第 1 2 条の 3、法第 1 2 条の 4 又は法第 1 2 条の 7 の規定による届出をした者は、前項の規定による届出をした者とみなす。

(使用料の徴収)

第15条 村は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 (略)

3 汚水を臨時的に排除するために公共下水道を一時使用する場合において、必要と認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴金又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったときその他村長が必要と認めたときに行う。

(使用料等の算定方法)

第16条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算定した額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の定めるところによる。

(1) (略)

(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は、規則で定めるところにより使用者の使用の態様を勘案して、規則で定めるところにより村長が認定する。

(3) (略)

3 使用月の中途において、使用者が汚水の排除を開始し、又は中止した場合も1使用月分の使用料を徴収する。

(使用料の徴収)

第17条 村長は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 (略)

3 汚水を臨時的に排除するために公共下水道を一時使用する場合において、必要と認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったときその他村長が必要と認めたときに行う。

(使用料の算定方法)

第18条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算定した額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は、規則で定めるところにより使用者の使用の態様を勘案して、村長が認定する。

(3) (略)

3 使用月の中途において、使用者が汚水の排除を開始し、又は中止した場合における基本使用料の額は、15日に満たないときは半額、15日を超えるときは全額とする。

(使用の態様の変更の届出)

第18条の2 使用者は、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除することとなったとき、水道水以外の水を使用するための設備に変更があったときその他規則で定める使用の態様の変更があったときは、遅滞なくその旨を村長に届け出なければならない。

(使用料の減免)

(計量装置の設置)

第17条 村長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による汚水の量を認定するために必要があると認めるときは、適当な場所に計測のための装置を使用者の費用負担で取り付けさせることができる。

2 (略)

第18条 (略)

(使用料の減免)

第19条 村長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(その他の届出)

第20条 次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに村長に届け出なければならない。

(1) 使用者に変更があったとき。

(2) 排水設備等の所有者に変更があったとき。

(手数料)

第21条 村は、第6条に規定する指定及び登録を受ける者から、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。

(1) 指定工事店の登録手数料 1件につき1万円

(2) 指定工事店の登録継続手数料 1件につき1万円

(公共下水道の構造の技術上の基準)

第21条の2 法第7条第2項の条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準

第18条の3 村長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(計量装置の設置)

第19条 村長は、第18条第2項第2号及び第3号の規定による汚水の量を認定するために必要があると認めるときは、適当な場所に計測のための装置を使用者の費用負担で取り付けさせることができる。

2 (略)

第20条 (略)

(改善命令)

第21条 村長は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者若しくは使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。

は、次条及び第21条の4に定めるところによる。

(排水施設の構造の基準)

第21条の3 排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。

(1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。

(2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとして講じることができる。

(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。

(4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。

(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓^{とう}継手の設置その他の規則で定める措置が講じられていること。

(6) 排水管内径及び排水渠^{きよ}の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとして講じること。

(7) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。

(8) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。

(9) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

(10) まず又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

(適用除外)

第21条の4 前条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

(1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道

(2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

(行為の許可)

第22条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図面を添付して村長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

第23条 (略)

(行為の許可)

第22条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書に次に掲げる図面を添付して村長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

第23条 (略)

(占用)

第24条 公共下水道の敷地又は施設（これを補完する設備等を含む。）内を占用する物件（以下「占用物件」という。）を設け、継続して占用しようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を提出して村長の許可を受けなければならない。

(1) 占用の目的、期間及び場所

(2) 占用物件の構造

(3) 工事実施の方法

(4) 工事の期間

(5) 原状回復の方法

2 前項の規定は、許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。ただし、公共下水道の機能を妨げ、又は損傷するおそれのない範囲で、占用物件に添加及び同物件の設置の目的に付随して行われる軽微な変更を除く。

3 第1項の規定にかかわらず、占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可があったとみなす。

4 村長は、前3項の許可を受けた者（以下「占有者」という。）から占有料を徴収することができる。

5 占有の期間（以下「占有期間」という。）は、原則5年以内とする。ただし、占有者が占有期間を満了する前に、継続して占有したい旨の第1項に規定する書面の提出があったときは、必要に応じてこれを許可し、占有期間を更新することを妨げない。

（占有の許可の取消し）

第25条 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の占有の許可を取り消すことができる。

（1） 占有者が占有料を支払わない場合

（2） 占有者が占有物件を使用している実態がない場合又は占有の実態が過度に異なる場合

（3） 占有者が前条第1項の規定に基づき提出した書類の内容に虚偽が認められる場合又は占有の許可条件に違反した場合

（4） 前各号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない理由により、村長が占有物件撤去の必要があると判断した場合

（原状回復）

第26条 占有者は、占有期間が満了したとき又は占有物件を設ける必要がなくなったときは、当該占有物件を除却し、公共下水道の敷地又は公共下水道を補完する施設を原状に回復しなければならない。ただし、村長が原状に回復することが不適当であると認めたときは、この限りでない。

2 村長は、占有者に対し、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

（その他の届出）

第27条 次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに村長に届け出なければならない。

（1） 使用者に変更があったとき。

(2) 排水設備等の所有者に変更があったとき。

(手数料)

第28条 村長は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 指定工事店の指定及び登録 1件につき1万円

(2) 指定工事店登録の継続 1件につき1万円

2 既納の手数料は、返還しない。

(公共下水道の構造及び排水に関する技術上の基準)

第29条 法第7条第2項の条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準又は法第10条第3項の政令で定める技術上の基準に代えて排水設備に適用すべき排水に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 排水設備の接続の方法は、第4条第1号から第3号に規定する基準の例によること。

(2) 堅固で耐久力を有する構造とすること。

(3) コンクリートその他の耐水性の材料で造ること。

(4) 漏水並びに雨水及び地下水の侵入を最小限度のものとする措置が講じられていること。

(5) 汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。

(6) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、かつ、人の立入りを制限する措置が講じられていること。

(7) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。

(8) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう、地盤の改良、

可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講じられていること。

(9) 管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き、100分の1以上とすること。

(10) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、第4条第3号で規定する数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(11) 汚水（冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。以下この条において同じ。）を排除すべき排水渠は、暗渠とすること。ただし、製造業又はガス供給業の用に供する建築物内においては、この限りでない。

(12) 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。

ア 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。

イ 管渠の長さがその内径又は内り幅の120倍を超えない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所

(13) ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができるふた）を設けること。

(14) ますの底には、その接続する管渠の内径又は内り幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。

(15) 汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(16) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。

(17) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。

第24条 (略)

第25条 (略)

(罰則)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第5条第1項又は第2項の規定による確認を受けないで排水設備等の工
事を実施した者

(2) 第6条の指定及び登録を受けずに工事を実施した者

2 前項の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

(1) 臨時的に仮に設ける公共下水道

(2) 非常災害のために必要な応急措置として設ける公共下水道

第30条 (略)

第31条 (略)

(罰則)

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第5条の規定による確認を受けないで排水設備等の新設等を行った者

(2) 第6条の規定に違反して排水設備等の新設等を行った者

(3) 排水設備等の新設等を行って第7条第1項の規定による届出が著しく遅
延した者又は同届出を怠った者

(4) 第10条又は第11条の規定に違反した使用者

(5) 第13条の規定による届出を怠った者

(6) 第20条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠っ
た者

(7) 第21条に規定する命令に違反した者

(8) 第26条第2項の規定による指示に従わなかった者

(9) 第5条、第13条、第16条、第18条第2項第3号、第18条の2、
第20条又は第22条第1項の規定で定めるものに不実の記載を行った
者

第33条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免
れた金額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する額が5万円を超えないとき
は、5万円とする。）以下の過料に処する。

第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業員が、
その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰する

別表 (第 1 6 条関係) (略)

ほか，その法人又は人に対しても，各本条の過料を科する。

別表 (第 1 8 条関係) (略)

議案第 2 4 号

東海村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

東海村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

東海村長 山 田



提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 3 9 4 号）の公布に伴い，消防団員退職報償金の勤務年数区分に，新たな区分を追加するための条例の一部改正

東海村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

東海村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年東海村条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5 年以上 10 年未 満	10 年以 上 15 年 未満	15 年以 上 20 年 未満	20 年以 上 25 年 未満	25 年以 上 30 年 未満	30 年以 上 35 年 未満	35 年以 上
	円	円	円	円	円	円	円
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
部長及 び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の東海村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は，令和 7 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員について適用し，同日前に退職した非常勤消防団員については，なお従前の例による。

東海村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例新旧対照表

現 行							改正案							
本則 （略）							本則 （略）							
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）							
退職報償金支給額表							退職報償金支給額表							
階級	勤務年数						階級	勤務年数						
	5年以上1	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上		5年以上1	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上	35年以上
	0年未満	15年未満	20年未満	25年未満	30年未満			0年未満	15年未満	20年未満	25年未満	30年未満	35年未満	
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
部長及 び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	部長及 び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

議案第 25 号

東海村長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東海村長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 月 3 月 3 日 提出

東海村長 山 田



提案理由

議案作成等の不適切な事務執行が続いたことで、行政として村民の信頼を損ねたことに対し、組織運営の管理者としての責任を明らかにするため、村長、副村長及び教育長の給料を減額するための条例の一部改正

東海村長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

東海村長等の給与の特例に関する条例（平成14年東海村条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和2年7月1日から令和2年9月30日」を「令和7年4月1日から令和7年4月30日」に、「100分の20」を「100分の10」に、「100分の10」を「100分の5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東海村長等の給与の特例に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
第1条 （略） （村長等の給料の月額の特例） 第2条 村長等の給料の月額は、<u>令和2年7月1日から令和2年9月30日</u>までの間において、特別職給与等条例第3条の規定にかかわらず、村長にあつては特別職給与等条例別表第1に掲げる村長の給料月額から当該月額に<u>100分の20</u>を乗じて得た額を減じた額とし、副村長及び教育長にあつては同表に掲げる副村長及び教育長の給料月額から当該月額に<u>100分の10</u>を乗じて得た額を減じた額とする。	第1条 （略） （村長等の給料の月額の特例） 第2条 村長等の給料の月額は、<u>令和7年4月1日から令和7年4月30日</u>までの間において、特別職給与等条例第3条の規定にかかわらず、村長にあつては特別職給与等条例別表第1に掲げる村長の給料月額から当該月額に<u>100分の10</u>を乗じて得た額を減じた額とし、副村長及び教育長にあつては同表に掲げる副村長及び教育長の給料月額から当該月額に<u>100分の5</u>を乗じて得た額を減じた額とする。

令和 6 年度 東海村一般会計補正予算（第 1 0 号）

議案第26号

令和6年度 東海村一般会計補正予算（第10号）

令和6年度東海村の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ143,137千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,253,601千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加、廃止及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和7年3月3日 提出

東海村長 山 田



第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 村 税		11,021,734	154,617	11,176,351
	1 村 民 税	2,778,419	154,617	2,933,036
2 地 方 譲 与 税		184,238	△432	183,806
	3 森 林 環 境 譲 与 税	5,660	△432	5,228
14 使 用 料 及 び 手 数 料		148,053	△11	148,042
	1 使 用 料	72,943	△11	72,932
15 国 庫 支 出 金		4,540,060	△22,218	4,517,842
	1 国 庫 負 担 金	1,600,288	△40,173	1,560,115
	2 国 庫 補 助 金	1,419,881	18,972	1,438,853
	4 交 付 金	1,510,770	△1,017	1,509,753
16 県 支 出 金		1,317,053	△46,317	1,270,736
	1 県 負 担 金	720,321	△35,008	685,313
	2 県 補 助 金	471,494	△4,325	467,169
	4 交 付 金	47,519	△6,984	40,535
18 寄 附 金		131,001	△54,000	77,001
	1 寄 附 金	131,001	△54,000	77,001
19 繰 入 金		3,032,059	△98,999	2,933,060
	2 基 金 繰 入 金	2,981,762	△98,999	2,882,763
21 諸 収 入		423,204	△177	423,027
	5 雑 入	355,530	△177	355,353
22 村 債		490,700	△75,600	415,100
	1 村 債	490,700	△75,600	415,100
歳 入 合 計		23,396,738	△143,137	23,253,601

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		205,195	△6,474	198,721
	1 議 会 費	205,195	△6,474	198,721
2 総 務 費		3,337,954	△129,854	3,208,100
	1 総 務 管 理 費	2,877,999	△126,612	2,751,387
	3 戸 籍 住 民 登 録 費	128,620	△1,581	127,039
	4 選 挙 費	18,845	△1,661	17,184
3 民 生 費		8,023,476	160,827	8,184,303
	1 社 会 福 祉 費	4,660,532	282,853	4,943,385
	2 児 童 福 祉 費	3,360,892	△122,026	3,238,866
4 衛 生 費		2,443,944	102,007	2,545,951
	1 保 健 衛 生 費	1,216,176	109,907	1,326,083
	2 清 掃 費	888,139	△7,900	880,239
	3 病 院 費	339,629	0	339,629
5 農 林 水 産 業 費		452,920	△15,124	437,796
	1 農 業 費	452,920	△15,124	437,796
6 商 工 費		655,648	△13,316	642,332
	1 商 工 費	655,648	△13,316	642,332
7 土 木 費		3,333,253	△45,208	3,288,045
	1 土 木 管 理 費	91,780	△6,112	85,668
	2 道 路 橋 梁 費	1,124,376	△16,055	1,108,321
	3 都 市 計 画 費	2,075,217	△7,573	2,067,644
	4 港 湾 費	41,880	△15,468	26,412
8 消 防 費		804,484	△84,888	719,596
	1 消 防 費	804,484	△84,888	719,596
9 教 育 費		3,614,348	△111,107	3,503,241
	1 教 育 総 務 費	545,837	△16,547	529,290

款	項	補正前の額	補正額	計
9 教 育 費	2 小 学 校 費	814,792	△40,494	774,298
	3 中 学 校 費	266,828	△2,000	264,828
	4 幼 稚 園 費	478,254	△8,286	469,968
	5 社 会 教 育 費	1,027,069	△40,585	986,484
	6 保 健 体 育 費	481,568	△3,195	478,373
歳 出 合 計		23,396,738	△143,137	23,253,601

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金 額 (千円)
2 総務費	1 総務管理費	原子力災害対策設備修繕	12,705
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応給付金支給事業（非課税世帯分）	101,608
4 衛生費	1 保健衛生費	水道事業会計補助金	130,000
	3 病院費	病院事業会計補助金	6,435
7 土木費	2 道路橋梁費	道路基礎調査及び設計委託	28,960
		村道改良舗装工事	27,167
		村道用地購入費	82,520
		用地購入に伴う補償金	164,463
		電柱移設補償費	7,884
	3 都市計画費	神楽沢近隣公園駐車場整備工事	29,623
		阿漕ヶ浦公園用地取得費	14,953

款	項	事業名	金 額 (千円)
7 土木費	3 都市計画費	用地購入に伴う補償金	3,542
		雨水排水整備工事	10,050
9 教育費	5 社会教育費	図書館高圧気中負荷開閉器・高圧ケーブル修繕	3,432
合 計			623,342

第3表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
顧問弁護士法律相談委託	令和6年度から 令和7年度まで	660
データ使用 (法情報総合データベース, 官報情報検索サービス, 有料データベース, TRC雑誌データ)	令和6年度から 令和7年度まで	1,202
法制支援業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	66
マスターフィルム文書保存管理業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	440
デジタルサイネージネットワーク構築委託	令和6年度から 令和7年度まで	363
自動車賃借	令和6年度から 令和7年度まで	568
社会科学の拠点づくりとオープンな議論の場づくり推進業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	143
原子力人材育成・確保支援コーディネート業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	6,633
魅力発信支援業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	5,390
つながるプロジェクト推進業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	4,356

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
シティプロモーション推進支援業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	886
わかもののまち推進業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	7,093
国際親善名誉村民等招待業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	2,366
交通安全施設・防犯灯等修繕	令和6年度から 令和7年度まで	3,273
駅前駐輪場管理委託	令和6年度から 令和7年度まで	1,713
原子力安全対策支援業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	3,850
環境省除去土壌埋立処分実証事業等委託	令和6年度から 令和7年度まで	21,949
自治体情報システム標準化・共通化対応業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	49,126
電算処理業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	50,895
電算システム改修委託	令和6年度から 令和7年度まで	5,450
人材派遣 (まるデジ構想推進)	令和6年度から 令和7年度まで	5,103
B P R 推進委託	令和6年度から 令和7年度まで	3,000

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
オフィス環境整備支援業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	3,575
戸籍情報システム及び戸籍附票システム標準準拠システム移行業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	10,054
公金収納情報データ化	令和6年度から 令和7年度まで	1,684
福祉事業委託 (成年後見制度利用促進体制推進, 多機関協働等, 生活困窮者支援等地域づくり, 地域支え合い体制整備, 福祉事務所未設置町村相談, ひとり暮らし高齢者「愛の定期便」, 意思疎通支援, 移動支援, 訪問入浴サービス, 日中一時支援, 地域活動支援センター)	令和6年度から 令和7年度まで	95,610
フードバンク地域連携推進事業賠償責任保険	令和6年度から 令和7年度まで	41
地域包括支援センター業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	27,500
施設等管理派遣 (保育所, こども園, 幼稚園, 須和間霊園, 中央公民館)	令和6年度から 令和7年度まで	18,258
自家用電気工作物保安管理業務委託 (総合支援センター, 排水機場)	令和6年度から 令和7年度まで	1,483
保健事業委託 (妊産婦・乳幼児健康診査, 休日診療, 産後ケア, 予防接種, 予防接種要注意者紹介制度, 法定外予防接種, 施設健康診査)	令和6年度から 令和7年度まで	292,644
子育て世帯訪問支援事業業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	648
東海村健康づくり計画アンケート調査業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	1,980

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
健診未受診者個別受診勧奨委託	令和6年度から 令和7年度まで	4,043
動物死骸処理委託	令和6年度から 令和7年度まで	924
スズメ蜂等駆除委託	令和6年度から 令和7年度まで	3,464
ごみ処理等業務委託 (木製家具リサイクル, 小型家電処理, 不燃物等運搬処理, 剪定枝葉等リサイクル, 不燃性残渣運搬処分, 粗大家電類処理, 指定ごみ袋等販売)	令和6年度から 令和7年度まで	65,724
ごみ処理等業務派遣 (リユース用家具類修理派遣)	令和6年度から 令和7年度まで	1,077
ごみ処理施設運転管理業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	13,607
薬品購入 (最終処分場)	令和6年度から 令和7年度まで	6,000
保守点検委託 (街頭防犯カメラ, 基幹系システム, 庁内無線LAN機器, 総合支援センター自動ドア及び空調機器, 子育てアプリサービス, 須和間霊園自動ドア, 消防設備及び浄化槽, 図書館自動ドア, 複写機)	令和6年度から 令和7年度まで	9,181
施設等管理委託 (姉妹都市交流会館, 排水機場, 新川排水ゲート, 観光施設, 東海駅前広場, 駐車場, 公園トイレ, 図書館電気機械設備等)	令和6年度から 令和7年度まで	10,117
指定施設管理委託 (総合福祉センター, 村民活動センター, 学童クラブ, 東海村病児・病後児保育施設, 文化センター, 駅コミュニティ施設, スポーツ施設)	令和6年度から 令和7年度まで	592,607

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
清掃委託 (総合支援センター, 清掃センター, 幼稚園, 図書館)	令和6年度から 令和7年度まで	5,491
警備委託 (旧合同庁舎, 長堀すこやかハウス, 須和間霊園, 公園)	令和6年度から 令和7年度まで	1,604
施設等賃借 (にじのなか)	令和6年度から 令和7年度まで	908
商工業事業委託 (商工業者支援コーディネート業務, 創業支援インキュベーション事業)	令和6年度から 令和7年度まで	10,889
駐車場使用料徴収委託	令和6年度から 令和7年度まで	23
事務機器及びシステム使用及び賃借 (政策法務支援システム, 街路灯・防犯灯・カーブミラー台帳用パソコン, 電算システム, アプリ開発クラウド, 戸籍システムクラウドサービス, 簡易トイレ, 介護報酬請求システム, ごみ集積所管理地図情報システム, 農地情報管理システム, 農業電子図書館, 営繕積算システム, 教育用ソフトウェア, TOOL i システム, 印刷機, 複写機)	令和6年度から 令和7年度まで	95,542
ダストマット及びモップ使用	令和6年度から 令和7年度まで	1,020
校務作業派遣 (小学校, 中学校)	令和6年度から 令和7年度まで	10,181
学校文書類等配送	令和6年度から 令和7年度まで	1,271
送迎車両運行委託	令和6年度から 令和7年度まで	1,695
昼食提供及び給食調理業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	17,306

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
地域クラブ活動支援委託	令和6年度から 令和7年度まで	3,842
図書資料等配送	令和6年度から 令和7年度まで	1,025
図書装備委託	令和6年度から 令和7年度まで	1,000
T R C発注管理マーク使用	令和6年度から 令和7年度まで	275
電子図書館システム及び電子資料貸借	令和6年度から 令和7年度まで	9,822
図書購入	令和6年度から 令和7年度まで	9,584

(廃 止)

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
戸籍振り仮名通知書作成業務委託	令和 7 年度	1,496

(変 更)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 (千円)	期 間	限 度 額 (千円)
オフィス環境整備工事設計委託	令和 7 年度	2,475	令和 7 年度	2,728

一般会計補正予算に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括
歳 入

(単位：千円)

款			補 正 前 の 額	補 正 額	計
1	村	税	11,021,734	154,617	11,176,351
2	地 方 譲 与	税	184,238	△432	183,806
14	使 用 料 及 び 手 数 料		148,053	△11	148,042
15	国 庫 支 出	金	4,540,060	△22,218	4,517,842
16	県 支 出	金	1,317,053	△46,317	1,270,736
18	寄 附	金	131,001	△54,000	77,001
19	繰 入	金	3,032,059	△98,999	2,933,060
21	諸 収	入	423,204	△177	423,027
22	村	債	490,700	△75,600	415,100
歳 入 合 計			23,396,738	△143,137	23,253,601

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
				特定財源			一般財源		
				国県支出金	地方債	その他			
1 議会費	205,195	△6,474	198,721				△6,474		
2 総務費	3,337,954	△129,854	3,208,100	△7,150		△54,000	△68,704		
3 民生費	8,023,476	160,827	8,184,303	△119,571		△35	280,433		
4 衛生費	2,443,944	102,007	2,545,951	46,066			55,941		
5 農林水産業費	452,920	△15,124	437,796	△11,090			△4,034		
6 商工費	655,648	△13,316	642,332				△13,316		
7 土木費	3,333,253	△45,208	3,288,045	17,926	△11,600		△51,534		
8 消防費	804,484	△84,888	719,596				△84,888		
9 教育費	3,614,348	△111,107	3,503,241	4,919	△64,000	△153	△51,873		
歳出合計	23,396,738	△143,137	23,253,601	△68,900	△75,600	△54,188	55,551		

2 歳 入

(款) 1 村税

(項) 1 村民税

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 法人	445,405	154,617	600,022	1 現年課税分	154,617	法人村民税 154,617
計	2,778,419	154,617	2,933,036			

(款) 2 地方譲与税

(項) 3 森林環境譲与税

1 森林環境譲与税	5,660	△432	5,228	1 森林環境譲与税	△432	森林環境譲与税 △432
計	5,660	△432	5,228			

(款) 14 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

7 教育使用料	16,823	△11	16,812	3 幼稚園使用料	△11	幼稚園預かり保育料 △11
計	72,943	△11	72,932			

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	1,599,904	△40,173	1,559,731	2 国民健康保険事業費負担金	△324	国民健康保険事業費負担金 △324
				4 児童福祉費負担金	59,685	子どものための教育・保育給付費負担金 59,685
				5 児童手当負担金	△99,534	児童手当国庫負担金 △99,534
計	1,600,288	△40,173	1,560,115			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	809,077	16,323	825,400	1 総務管理費補助金	16,323	放射線量低減対策特別緊急事業費補助金 △128 デジタル田園都市国家構想推進交付金 △3,963 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 20,414
2 民生費国庫補助金	238,547	△12,337	226,210	2 児童福祉費補助金	△12,337	保育対策総合支援事業費補助金 △9,976 就学前教育・保育施設整備交付金 △2,361

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 衛生費国庫補助金	193,768	△1,438	192,330	1 保健衛生費補助金	△1,438	出産・子育て応援給付金 △1,438
4 土木費国庫補助金	134,430	16,014	150,444	1 土木管理費補助金	16,014	社会資本整備総合交付金 18,734 防災・安全交付金 △112 道路メンテナンス事業補助金 △2,608
5 教育費国庫補助金	44,059	410	44,469	2 中学校費補助金	410	教育支援体制整備事業費補助金 410
計	1,419,881	18,972	1,438,853			

(款) 15 国庫支出金

(項) 4 交付金

1 衛生費国庫交付金	1,814	△1,017	797	1 保健衛生費交付金	△1,017	循環型社会形成推進交付金 △1,017
計	1,510,770	△1,017	1,509,753			

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	720,321	△35,008	685,313	2 国民健康保険事業費負担金	△4,048	国民健康保険事業費負担金 △4,048
				3 後期高齢者医療保険基盤安定対策費負担金	4,789	保険基盤安定負担金 4,789
				5 児童福祉費負担金	14,683	子どものための教育・保育給付費負担金 14,683
				6 児童手当負担金	△50,432	児童手当県負担金 △50,432
計	720,321	△35,008	685,313			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

1 総務費県補助金	23,660	7,791	31,451	1 総務管理費補助金	7,791	市町村広域避難計画策定・普及啓発等補助金 △8,809 安定ヨウ素剤配備等補助金 △436
-----------	--------	-------	--------	------------	-------	--

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
						新たな移動サービス導入等支援事業費補助金 △2, 104 原子力災害対策事業費補助金 19, 140
2 民生費県補助金	285, 362	△2, 964	282, 398	3 児童福祉費補助金	△2, 964	保育対策総合支援事業費補助金 △2, 964
3 衛生費県補助金	14, 666	△996	13, 670	1 保健衛生費補助金	△996	浄化槽設置整備事業費補助金 △583 出産・子育て応援給付金 △413
4 農林水産業費県補助金	69, 862	△8, 156	61, 706	1 農業費補助金	△8, 156	経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金 △656 新規就農者経営発展支援・経営開始資金補助金 △7, 500
計	471, 494	△4, 325	467, 169			

(款) 16 県支出金

(項) 4 交付金

1 総務費県交付金	2, 089	365	2, 454	1 総務管理費交付金	365	市町村事務処理特例交付金 365
3 農林水産業費県交付金	28, 870	△2, 934	25, 936	1 農業費交付金	△2, 934	多面的機能支払交付金 △2, 934
4 原子力広報調査等交付金	16, 558	△4, 415	12, 143	1 原子力広報調査等交付金	△4, 415	原子力広報調査等交付金 △4, 415
計	47, 519	△6, 984	40, 535			

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

2 ふるさとづくり寄附金	131, 000	△54, 000	77, 000	1 ふるさとづくり寄附金	△54, 000	ふるさとづくり寄附金 △54, 000
計	131, 001	△54, 000	77, 001			

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

5 財政調整基金繰入	2, 670, 483	△98, 999	2, 571, 484	1 財政調整基金繰入	△98, 999	財政調整基金繰入金 △98, 999
------------	-------------	----------	-------------	------------	----------	--------------------

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
金				金		
計	2,981,762	△98,999	2,882,763			

(款) 21 諸収入

(項) 5 雑入

2 雑入	330,009	△177	329,832	1 雑入	△177	幼稚園・認定こども園給食費	△177
計	355,530	△177	355,353				

(款) 22 村債

(項) 1 村債

2 土木債	73,500	△11,600	61,900	2 港湾債	△11,600	茨城港常陸那珂港区建設事業負担金債	△11,600
3 教育債	327,800	△64,000	263,800	1 小学校債	△30,700	石神小学校校舎長寿命化外装改修事業債	△30,700
				2 社会教育債	△33,300	文教施設駐車場整備事業債 駅コミュニティ施設電気設備更新事業債	△24,600 △8,700
計	490,700	△75,600	415,100				

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 議会費	205, 195	△6, 474	198, 721				△6, 474	3 職員手当等	△1, 514	○議員報酬等支払事業 議員期末手当	△1, 514 △1, 514
								8 旅 費	△2, 612	○議会運営諸費 費用弁償	△236 △236
								11 役 務 費	△892	○議会事務局運営諸費 普通旅費	△2, 475 △490
								12 委 託 料	△304	タブレット端末通信料 議長車運転業務委託料	△892 △304
								13 使用料及び 賃 借 料	△309	少額備品購入費 職員研修等負担金	△689 △100
								17 備品購入費	△689	○議会調査視察実施事業 費用弁償	△2, 249 △1, 886
								18 負担金、補助 及び交付金	△154	タクシー借上料 バス借上料 議員研修等負担金	△109 △200 △54
計	205, 195	△6, 474	198, 721				△6, 474				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理 費	821, 176	△1, 866	819, 310				△1, 866	11 役 務 費	△609	○職員共済会補助事業 職員共済会補助金	△135 △135
								12 委 託 料	△1, 122	○人事・研修諸費 職員研修講師派遣手数料	△609 △143
								18 負担金、補助 及び交付金	△135	職員採用試験手数料 ○表彰等事業 名誉村民等肖像画制作委託料 名誉村民等記念品制作委託料	△466 △1, 122 △902 △220
2 秘書広聴 広報費	93, 587	△4, 399	89, 188				△4, 399	4 共 済 費	△180	○秘書管理事業 社会保険料負担金	△983 △180
								7 報 償 費	△500	自動車賃借料	△220

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
								8 旅 費	△1,312	ポートセールス事業負担金 △583 ○姉妹都市交流事業 △730
								12 委 託 料	△1,309	外国旅費 △470 姉妹都市訪問負担金 △260
								13 使用料及び賃借料	△220	○男女共同参画推進事業 △657 子育てサポーター委託料 △171 男女共同参画住民意識調査委託料 △486
								18 負担金、補助及び交付金	△878	○広報広聴諸費 △35 職員研修等負担金 △35 ○国内交流ジュニアアンバサダー育成派遣事業 △652 国内交流ジュニアアンバサダー育成派遣業務委託料 △652 ○国際交流都市調査選定事業 △1,342 アドバイザー謝礼 △500 普通旅費 △98 外国旅費 △744
5 財産管理費	206,909	△2,345	204,564				△2,345	13 使用料及び賃借料	△1,287	○自動車購入及び維持管理事業 △1,058 自動車購入費 △1,058 ○契約事務事業 △1,287
								17 備品購入費	△1,058	電子契約システム使用料 △1,287
6 企画費	544,729	△93,327	451,402	△6,067		△54,000	△33,260	1 報 酬	△154	○計画調整諸費 3,016 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金返還金過年度分 3,016
								7 報 償 費	△110	○総合計画審議会運営事業 △154 総合計画審議会委員報酬 △154
								10 需 用 費	△83	○デジタル田園都市国家構想総合戦略策定事業 △262 総合戦略策定支援業務委託料 △262
								11 役 務 費	△151	○原子力サイエンスのまちづくり
								12 委 託 料	△31,679	

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
								13 使用料及び賃借料	△6,411	推進事業 講師謝礼 ○デマンド交通運営事業 郵便料 AI配車システム構築業務委託料 AI配車システム賃借料 受付端末等賃借料 ○路線バス運行経費補助事業 路線バス運行経費補助金 ○ふるさと納税推進事業 ふるさと納税推進業務委託料 ふるさと納税推進業務使用料 ふるさとづくり基金積立金 ○わかもののまちづくり推進事業 中学生向け職業体験パンフレット印刷代 ○タウンミーティング開催事業 タウンミーティングファシリテーション業務委託料	△110 △110 △8,204 △151 △4,765 △3,142 △146 △3,755 △3,755 △83,423 △26,300 △3,123 △54,000 △83 △83 △352 △352
7 交通安全対策費	76,546	2,500	79,046				2,500	10 需用費	2,500	○交通安全施設管理事業 電気料	2,500 2,500
8 原子力対策費	427,888	△11,129	416,759	△11,129				1 報酬	△343	○原子力対策諸費 普通旅費 燃料費 電信料 スタッフ派遣手数料 複写機保守点検委託料 複写機使用料 職員研修等負担金 ○職員原子力研修事業	△1,058 △98 △83 △87 △436 △172 △157 △25 △1,250
								8 旅費	△1,755		
								10 需用費	△83		
								11 役務費	△1,800		
								12 委託料	△6,348		

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
								13 使用料及び賃借料	△735	費用弁償 普通旅費 バス借上料 職員研修等負担金 ○原子力広報事業 原子力広報冊子各戸配布手数料 ホームページ変更委託料 原子力防災関連パンフレット等作成委託料 原子力関連議事録作成委託料 ○原子力安全対策懇談会運営事業 原子力安全対策懇談会委員報酬 費用弁償 普通旅費 バス借上料 ○原子力情報機器維持管理事業 放射線測定器校正委託料 ○放射線量低減対策特別緊急事業 環境省除染廃棄物等状況調査・分析実証事業委託料	△17 △791 △402 △40 △6,576 △1,277 △110 △4,873 △316 △1,368 △343 △719 △130 △176 △749 △749 △128 △128
9 無線放送施設費	33,138	△3,081	30,057				△3,081	10 需用費	△302	○防災無線放送施設整備管理事業 電気料	△3,081 △302
								11 役務費	△865	防災無線関連機器取付及び取外し手数料	△865
								12 委託料	△198	防災行政無線放送設備基本計画策定業務委託料	△198
								17 備品購入費	△1,716	防災行政無線戸別受信機購入費	△1,716
10 電算処理	327,474	△17,686	309,788				△17,686	11 役務費	△689	○ICT機器整備推進事業	△14,183

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
費								12 委 託 料	△2, 515	電算処理業務委託料(バッチ処理)	△2, 515
								13 使用料及び賃借料	△14, 482	パソコン賃借料	△5, 536
										印刷機賃借料	△1, 929
										印刷認証システム賃借料	△4, 203
										○ネットワーク整備推進事業	△3, 120
										インターネットプロバイダ使用料	△306
										インターネット機器賃借料	△2, 814
										○IT管理サポート事業	△383
										IT管理サポート業務人材派遣手数料	△383
11 行政改革推進費	42, 978	△1, 976	41, 002				△1, 976	8 旅 費	△178	○デジタル戦略推進諸費	△1, 639
										実費弁償	△178
								11 役 務 費	△1, 461	まるデジ構想推進人材派遣手数料	△1, 461
								12 委 託 料	△337	○デジタル対応社会推進事業	△337
										スマホ教室開催委託料	△201
										スマホサポーター養成講座開催委託料	△136
12 防災対策費	17, 365	10, 046	27, 411	10, 046				10 需 用 費	11, 705	○防災対策諸費	12, 705
										原子力災害対策設備修繕料	12, 705
								13 使用料及び賃借料	△1, 659	○防災訓練事業	△2, 659
										消耗品費	△1, 000
										バス借上料	△1, 442
										レンタカー使用料	△217
14 自治推進費	58, 036	△397	57, 639				△397	11 役 務 費	△397	○自治推進諸費	△397
										講師派遣手数料	△397
15 コミュニ	217, 017	△2, 952	214, 065				△2, 952	14 工事請負費	△2, 952	○コミュニティセンター維持管理	

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
ティセ ンター費									事業 コミュニティセンター受変電 設備更新工事 コミュニティセンター車止め 設置工事	△2,952 △2,689 △263
計	2,877,999	△126,612	2,751,387	△7,150		△54,000	△65,462			

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民登録費

1 戸籍住民 登録費	128,620	△1,581	127,039				△1,581	8 旅 費	△43	○戸籍住民登録事業 普通旅費	△1,407 △43
								12 委 託 料	△1,364	戸籍振り仮名通知書作成業務 委託料	△1,364
								17 備品購入費	△174	○パスポート発行事業 少額備品購入費	△174 △174
計	128,620	△1,581	127,039				△1,581				

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

3 衆議院議 員総選挙 費	16,794	△1,661	15,133				△1,661	1 報 酬	△302	○衆議院議員総選挙事業 開票立会人報酬	△1,661 △98
								3 職員手当等	△507	一般職報酬 時間外勤務手当	△204 △507
								8 旅 費	△51	費用弁償 消耗品費	△51 △272
								10 需 用 費	△327	食糧費 啓発チラシ印刷代	△14 △41
								11 役 務 費	△96	郵便料 投票用紙交付機等点検業務委 託料	△96 △257
								12 委 託 料	△372		

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
								13 使用料及び賃借料	△6	新聞折込配布業務委託料 電算処理業務委託料 投票所設営撤去業務委託料 投票所エアコン使用料	△85 △26 △4 △6
計	18,845	△1,661	17,184				△1,661				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	1,301,772	280,626	1,582,398	△27,040			307,666	1 報酬	△1,499	○社会福祉総務諸費 3,294 民生委員推薦会委員報酬 △35
								3 職員手当等	△821	救急医療二次病院運営費負担金 △62
								4 共済費	△302	重層的支援体制整備事業交付金国庫支出金返還金過年度分 1,914
								8 旅費	△84	重層的支援体制整備事業交付金県支出金返還金過年度分 1,477
								10 需用費	△167	○国民健康保険事業特別会計繰出金事業 300,000
								11 役務費	△1,056	国民健康保険事業特別会計繰出金 300,000
								13 使用料及び賃借料	△34	○物価高騰対応給付金支給事業(定額減税補足給付分) △9,662 一般職報酬 △764
								18 負担金、補助及び交付金	△18,802	時間外勤務手当 △300 一般職期末手当 △521
								22 償還金、利子及び割引料	3,391	社会保険料負担金 △175 雇用保険料負担金 △13
								27 繰出金	300,000	会計年度任用職員共済組合負担金 △114 費用弁償 △56 消耗品費 △117 郵便料 △595

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
									電信料 口座振込手数料 複写機使用料 物価高騰支援給付金(定額減 税補足給付分) ○物価高騰対応給付金支給事業(新たな非課税等世帯分) 一般職報酬 費用弁償 消耗品費 郵便料 口座振込手数料 複写機使用料 物価高騰支援給付金(こども 加算分)	
2 老人福祉 費	652,386	7,993	660,379				7,993	12 委 託 料 27 繰 出 金	△119 8,112	○ひとり暮らし高齢者「愛の定期 便」事業 ひとり暮らし高齢者「愛の定 期便」事業委託料 ○介護保険諸費 介護保険事業特別会計繰出金
3 障害福祉 費	1,223,572	0	1,223,572	△185			185			○重度障害者(児)住宅リフォーム助成事業 財源振替
4 医療福祉 費	871,076	△5,766	865,310	4,789			△10,555	27 繰 出 金	△5,766	○医療福祉諸費 後期高齢者医療特別会計繰出 金
計	4,660,532	282,853	4,943,385	△22,436			305,289			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 児童福祉 総務費	1, 180, 022	85, 495	1, 265, 517	53, 360			32, 135	1 報 酬	△105	○子ども・子育て会議運営事業 △380 子ども・子育て会議委員報酬 △105
								12 委 託 料	△275	第三期東海村子ども・子育て 支援事業計画策定支援業務委 託料 △275
								18 負担金、補助 及び交付金	△15, 307	○認可外保育施設保育料補助事業 814 認可外保育施設保育料補助金 814
								19 扶 助 費	101, 182	○民間保育所等運営補助事業 △16, 752 民間保育所等運営費補助金 △16, 752 ○保育対策総合支援事業費補助事業 △1, 849 保育対策総合支援事業費補助金 △1, 849 ○母子・父子家庭家賃助成事業 財源振替 ○子どものための教育・保育給付 事業 101, 182 子どものための教育・保育給 付費 101, 182 ○在宅育児手当支給事業 2, 660 在宅育児手当 2, 660 ○民間学童クラブWi-Fi環境 整備補助事業 △180 民間学童クラブWi-Fi環 境整備補助金 △180
2 児童措置 費	896, 340	△200, 845	695, 495	△149, 966			△50, 879	19 扶 助 費	△200, 845	○児童手当支払事業 △200, 845 児童手当 △200, 845
3 児童福祉 施設費	1, 284, 530	△6, 676	1, 277, 854	△529		△35	△6, 112	4 共 済 費	645	○保育所管理事業 △3, 026 電気料 △2, 662
								10 需 用 費	△3, 913	遊具点検委託料 △62 厨房機器保守点検業務委託料 △7
								11 役 務 費	△3	換気扇洗浄業務委託料 △48

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
								12 委 託 料	△198	雑排水管洗浄業務委託料	△19
								13 使用料及び 賃 借 料	△644	雨水貯留槽清掃委託料	△16
										給食室害虫等駆除委託料	△23
								18 負担金、補助 及び交付金	△2,563	ヒメアリ駆除委託料	△23
										NHK受信料	△3
										複写機賃借料	△53
										システム使用料	△110
										○百塚保育所運営事業	△345
										バス借上料	△345
										○こども園管理事業	△742
										公立学校共済組合負担金	361
										社会保険料負担金	284
										電気料	△1,251
										学校環境衛生検査手数料	△2
										水道管理検査及び水質検査手数料	△1
										複写機賃借料	△133
										○とうかい村松宿こども園運営事業 財源振替	
										○保育施設等整備事業費補助事業	△2,563
東海村保育施設等整備事業費 補助金	△2,563										
計	3,360,892	△122,026	3,238,866	△97,135		△35	△24,856				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生 総務費	327,855	128,278	456,133	41,231			87,047	7 報 償 費	△2,475	○妊産婦・乳幼児健康診査事業 939 母子保健衛生費国庫補助金返 還金 939
								10 需 用 費	△71	○保健予防普及啓発事業 △71 健康カレンダー等印刷代 △71
								12 委 託 料	△115	○とうかい版ネウボラ推進事業 △115 子育てアプリサービス保守委 託料 △115
								18 負担金、補助 及び交付金	130,000	

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
								22 償還金、利子及び割引料	939	○出産・子育て応援ギフト支給事業 △2,475 出産・子育て応援ギフト △2,475 ○企業会計補助金等事業 130,000 水道事業会計補助金 130,000
3 環境衛生費	383,274	△14,373	368,901	△1,600			△12,773	7 報 償 費	△50	○環境政策諸費 講師謝礼 △50
								11 役 務 費	△100	講師派遣手数料 ひたちなか・東海広域事務組 合負担金 △1,307
								18 負担金、補助及び交付金	△14,223	○合併処理浄化槽設置事業 合併処理浄化槽設置事業費補助金 △1,944 ○合併処理浄化槽普及促進補助事業 合併処理浄化槽普及促進事業費補助金 △512 ○省エネ設備設置補助事業 省エネ設備設置補助金 △2,400 ○クリーンエネルギー自動車普及促進補助事業 クリーンエネルギー自動車普及促進補助金 △5,700 ○省エネ家電導入促進事業 省エネ家電導入促進補助金 △2,360
4 公害対策費	18,816	△3,998	14,818				△3,998	11 役 務 費	△99	○環境調査監視事業 塵芥処理場跡地水質検査手数料 △99
								12 委 託 料	△3,899	ダイオキシン等分析業務委託料 △110 自動車排出ガス調査委託料 △3,590

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
									環境騒音調査委託料	△199
計	1, 216, 176	109, 907	1, 326, 083	39, 631			70, 276			

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

3 し尿処理費	138, 310	△7, 900	130, 410				△7, 900	10 需 用 費	△7, 900	○衛生センター管理運営事業 電気料 △7, 900
計	888, 139	△7, 900	880, 239				△7, 900			

(款) 4 衛生費

(項) 3 病院費

1 病院管理費	339, 629	0	339, 629	6, 435			△6, 435			○病院管理諸費 財源振替
計	339, 629	0	339, 629	6, 435			△6, 435			

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

3 農業振興費	61, 744	△656	61, 088	△656				18 負担金、補助及び交付金	△656	○経営所得安定対策直接支払推進事業 経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金 △656
4 農業政策費	125, 174	△9, 514	115, 660	△7, 500			△2, 014	7 報 償 費	△50	○農業振興諸費 農地利用現況図作成業務委託料 △110
								10 需 用 費	△2	△110
								11 役 務 費	△156	○農産物価格安定対策事業協議会 運営費補助事業 △751
								12 委 託 料	△1, 013	農産物価格安定対策事業協議会運営費補助金 △751

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
								18 負担金、補助 及び交付金	△8,551	○東海村認定農業者育成事業 講師謝礼 ○新規就農者育成補助事業 新規就農者育成補助金 ○東海村地産地消推進事業 東海村産農産物購入者ポイン ト付与業務委託料 ○カバークロップ栽培奨励事業 種子仕訳手数料 ○森林環境整備事業 パンフレット等印刷代 村松海岸森林整備業務委託料 森林環境整備基金積立金 ○新規就農者経営発展支援・経営 開始資金補助事業 新規就農者経営発展支援・経 営開始資金補助金
								24 積 立 金	258	△50 △50 △300 △300 △216 △216 △156 △156 △431 △2 △687 258 △7,500 △7,500
5 農地費	132,724	△4,954	127,770	△2,934			△2,020	12 委 託 料	△990	○農道・水路維持管理事業 東新川胸壁検討業務委託料
								18 負担金、補助 及び交付金	△3,964	△517 東海村地区水利用計画基礎調 査業務委託料 ○東海村多面的機能支援事業 東海村多面的機能支払交付金
計	452,920	△15,124	437,796	△11,090			△4,034			△473 △3,964 △3,964

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

2 商工振興 費	506,819	△12,056	494,763				△12,056	7 報 償 費	△50	○産業振興諸費 △1,481 普通旅費 △400
								8 旅 費	△400	茨城県港湾協会負担金 △30

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
								10 需 用 費	△1,333	常陸那珂港振興協会協会負担金 △728
								11 役 務 費	△250	ポートセールス事業負担金 △323
								12 委 託 料	△373	○産業・情報プラザ施設維持管理 事業 △2,227
								13 使用料及び 賃 借 料	△114	産業・情報プラザ案内パンフ レット印刷代 △99 複写式申込書印刷代 △108 電気料 △1,000
								14 工事請負費	△522	創業オフィス等入居者案内表 示板更新手数料 △26
								18 負担金、補助 及び交付金	△9,014	空調設備保守点検委託料 △82 受水槽保守点検業務委託料 △86 調理設備設置工事設計業務委 託料 △47 機械設備機器改修工事再設計 委託料 △143 インタラクティブホワイトボ ード賃借料 △114 産業・情報プラザ車止め設置 工事 △522 ○商工業活性化支援事業 △1,100 ものづくり販路拡大支援補助 金 △1,100 ○創業支援事業 △1,677 東海村創業者融資利子補給補 助金 △160 創業者向け事務所等開設支援 補助金 △1,517 ○先進科学技術による産業振興推 進事業 △1,510 先進科学技術セミナー講師謝 礼 △50

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
										イノベーション創出支援補助金 △1,460 ○合同就職面接会・説明会開催事業 △365 就職面接会チラシ印刷代 △126 チラシ各戸配布手数料 △224 子育てサポーター委託料 △15 ○宿泊施設等物価高騰対策支援事業 △3,696 環境整備支援補助金 △3,696
3 観光費	56,976	△949	56,027				△949	12 委 託 料	△949	○観光施設管理運営事業 △949 観光施設管理委託料 △949
4 消費生活 対策費	5,169	△311	4,858				△311	8 旅 費	△11	○消費生活センター運営事業 △311 普通旅費 △11 消耗品費 △300
								10 需 用 費	△300	
計	655,648	△13,316	642,332				△13,316			

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

2 建築行政 費	13,698	△6,112	7,586	△112			△6,000	18 負担金、補助 及び交付金	△6,112	○木造住宅耐震診断士派遣事業 財源振替 ○木造住宅耐震改修等補助事業 △312 木造住宅耐震改修等補助金 △312 ○空家等解体・リフォーム工事費 補助事業 △5,000 空家等解体・リフォーム工事 費補助金 △5,000 ○空家等対策支援補助事業 △800 空家等対策支援補助金 △800
計	91,780	△6,112	85,668	△112			△6,000			

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋梁費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
2 道路維持費	347,606	△5,222	342,384	△2,608			△2,614	12 委 託 料	△2,915	○道路補修事業 基礎調査委託料 舗装補修工事(街路)	△5,222 △2,915 △2,307
								14 工事請負費	△2,307		
3 道路新設改良費	654,563	△10,833	643,730	15,070			△25,903	11 役 務 費	△1,088	○道路新設改良舗装事業 不動産鑑定料 道路基礎調査及び設計委託料 用地購入に伴う補償金 踏切歩道設置に伴う補償金	△10,833 △1,088 △29,385 20,000 △360
								12 委 託 料	△29,385		
								21 補償、補填及び賠償金	19,640		
計	1,124,376	△16,055	1,108,321	12,462			△28,517				

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

1 都市計画総務費	104,664	△845	103,819				△845	7 報 償 費	△50	○都市政策諸費 東海スマートIC地区協議会 委員謝礼 普通旅費 都市計画図印刷代 営繕積算システム使用料 職員研修等負担金 水戸勝田都市計画協議会負担金	△765 △50 △112 △369 △129 △85 △20
								8 旅 費	△192	○国道6号関係整備促進事業 普通旅費	△80 △80
								10 需 用 費	△369		
								13 使用料及び賃借料	△129		
								18 負担金、補助及び交付金	△105		
2 公園費	325,548	△6,028	319,520	5,648			△11,676	12 委 託 料	△6,028	○都市計画公園管理事業 都市公園公民連携検討業務委託料	△6,028 △6,028
4 緑化推進	12,609	△700	11,909				△700	7 報 償 費	△500	○緑化推進事業	△200

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
費								18 負担金、補助及び交付金	△200	生垣奨励補助金 ○東海村緑地保全及び緑化推進報償金支給事業 緑地整備・保全活動団体報償金
5 公共下水道費	707,039	0	707,039	△72			72			○下水道事業会計補助金等事業財源振替
計	2,075,217	△7,573	2,067,644	5,576			△13,149			

(款) 7 土木費

(項) 4 港湾費

1 港湾費	41,880	△15,468	26,412		△11,600		△3,868	18 負担金、補助及び交付金	△15,468	○港湾整備負担金支払事業 △15,468 常陸那珂港整備負担金 △15,468
計	41,880	△15,468	26,412		△11,600		△3,868			

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

1 常備消防費	755,922	△84,107	671,815				△84,107	18 負担金、補助及び交付金	△84,107	○消防業務諸費 △84,107 ひたちなか・東海広域事務組合負担金 △84,107
2 非常備消防費	26,574	△781	25,793				△781	12 委託料	△132	○消防団活動推進事業 △436 可搬ポンプ点検業務委託料 △132
								13 使用料及び賃借料	△106	音響設備借上料 △97 出初式用資機材借上料 △9 団員研修等負担金 △198
								18 負担金、補助及び交付金	△543	○自主防災組織育成補助事業 △345 自主防災組織育成補助金 △345
計	804,484	△84,888	719,596				△84,888			

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
3 教育指導費	340,730	△16,547	324,183	410			△16,957	1 報 酬	△12,102	○指導室運営諸費 764 指導主事派遣負担金 764
								3 職員手当等	△4,606	○学校図書館指導員配置事業 △256 学校図書館指導員報酬 △256
								12 委 託 料	△603	○スタディ・サポーター配置事業 △1,144 スタディ・サポーター報酬 △521
								18 負担金、補助及び交付金	764	一般職期末手当 △623 ○教科特別指導員配置事業 △1,624 教科特別指導員報酬 △1,219 一般職期末手当 △405 ○生活指導員設置事業 △12,096 生活指導員報酬 △8,518 一般職期末手当 △3,578 ○心の居場所づくり推進事業 △1,588 心の居場所づくり推進相談員報酬 △1,588 ○ライフデザイン形成事業 △603 ライフデザインセミナー運営委託料 △603
計	545,837	△16,547	529,290	410			△16,957			

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

1 学校管理費	813,186	△39,845	773,341		△30,700		△9,145	10 需用費	△12,000	○小学校運営管理事業 △12,000 電気料 △12,000
								13 使用料及び賃借料	△15,845	○小学校施設整備事業 △12,000 石神小学校校舎長寿命化外装改修工事 △12,000
								14 工事請負費	△12,000	○小学校コンピュータ機器整備運用事業 △15,845 サーバー室情報ネットワーク機器賃借料 △2,940

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
										パソコン教室コンピュータ機器賃借料 △12,905
2 教育振興費	1,606	△649	957				△649	10 需 用 費	△649	○のびゆく東海発行事業 のびゆく東海印刷代 △649 △649
計	814,792	△40,494	774,298		△30,700		△9,794			

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

1 学校管理費	266,410	△2,000	264,410				△2,000	13 使用料及び賃借料	△2,000	○中学校コンピュータ機器整備運用事業 サーバー室情報ネットワーク機器賃借料 パソコン教室コンピュータ機器賃借料 △2,000 △1,564 △436
計	266,828	△2,000	264,828				△2,000			

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

1 園管理費	478,254	△8,286	469,968	4,509		△153	△12,642	1 報酬	△4,747	○幼稚園管理事業 幼稚園長報酬 △4,747	△16,611
								3 職員手当等	△4,218	一般職期末手当 電気料 △3,403	△4,218
								7 報償費	△150	警備委託料 幼稚園電気設備点検委託料 △33	△394
								10 需用費	△3,403	空調機器保守点検委託料 遊具点検委託料 △49	△139
								12 委託料	△2,331	村松幼稚園駐車場用地不動産鑑定業務委託料 △278	△278
								13 使用料及び賃借料	△969	雨水貯留槽清掃委託料 送迎車両運行委託料 △1,418	△20 △1,418

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
								14 工事請負費	△1,183	土地借上料 AED貸借料 NHK受信料 複写機賃借料 小規模工事 村松幼稚園避難器具設置工事 ○幼稚園教育研究会運営事業 講師謝礼 ○村松幼稚園運営事業 バス借上料 ○石神幼稚園運営事業 財源振替 ○子どものための教育・保育給付事業 子どものための教育・保育給付費
								19 扶 助 費	8,715	△556 △36 △4 △133 △809 △374 △150 △150 △240 △240 8,715 8,715
計	478,254	△8,286	469,968	4,509		△153	△12,642			

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育 総務費	545,075	△19,811	525,264		△24,600		4,789	1 報 酬	△21	○社会教育振興諸費 △1,448 普通旅費 △150
								8 旅 費	△159	電気料 △1,296 県社会教育主事会負担金 △2
								10 需 用 費	△6,312	○社会教育委員運営事業 △34 社会教育委員報酬 △21
								11 役 務 費	△143	費用弁償 △9 全国社会教育研究大会負担金 △4
								12 委 託 料	△1,602	○はたちの集い開催事業 △73 パンフレット等印刷代 △34
								14 工事請負費	△11,568	記念写真撮影委託料 △39
								18 負担金、補助 及び交付金	△6	○歴史と未来の交流館管理運営事 業 △5,782 電気料 △4,065

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
										水道料 公共下水道料 消防設備点検手数料 文化財燻蒸業務委託料 ○基本展示・特別展示事業 展示資料運搬委託料 ○文教地区駐車場整備事業 文教地区駐車場整備1期工事	△597 △320 △143 △657 △906 △906 △11,568 △11,568
2 文化振興費	73,876	△3,286	70,590				△3,286	10 需用費	△2,188	○石神城跡史跡整備事業 測量業務委託料	△231 △231
								12 委託料	△748	○埋蔵文化財発掘調査事業 発掘調査報告書印刷代	△539 △539
								18 負担金、補助及び交付金	△350	○史跡・文化財等調査管理事業 文化財等調査報告書印刷代 物品修繕料 ○文化保存・自然保護活動支援補助事業 文化保存・自然保護活動支援補助金 ○「とうかいまるごと博物館」実施事業 文化財等調査報告書印刷代 動画制作委託料	△1,519 △1,365 △154 △350 △350 △647 △130 △517
3 文化センター費	86,249	△248	86,001				△248	13 使用料及び賃借料	△248	○文化センター施設管理事業 防犯カメラ賃借料	△248 △248
4 駅コミュニティ施設費	155,114	△10,393	144,721		△8,700		△1,693	14 工事請負費	△10,393	○駅コミュニティ施設管理運営事業 駅コミュニティ施設電気設備更新工事	△10,393 △10,393

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
5 青少年対策費	24, 204	△580	23, 624				△580	7 報 償 費	△318	○青少年育成諸費 費用弁償 普通旅費 ○家庭教育促進事業 講師謝礼 ○とうかい子どもキャンパス事業 講師謝礼 ○エンジョイ・サマースクール開催事業 スタンプカード等印刷代	△204 △100 △104 △55 △55 △263 △263 △58 △58
								8 旅 費	△204		
								10 需 用 費	△58		
6 公民館費	24, 061	△605	23, 456				△605	1 報 酬	△35	○中央公民館諸費 公民館運営審議会委員報酬 費用弁償 普通旅費 食糧費 ○中央公民館維持管理事業 公民館使用許可申請書印刷代 インターネットプロバイダ使 用料 電信料 中央公民館管理業務派遣手数料 植木剪定及び除草委託料 ○中央公民館講座開催事業 子育てサポーター委託料 スマホ教室開催業務委託料 音楽著作権料	△85 △35 △18 △22 △10 △213 △33 △7 △32 △86 △55 △307 △48 △257 △2
								8 旅 費	△40		
								10 需 用 費	△43		
								11 役 務 費	△125		
								12 委 託 料	△360		
								13 使用料及び賃借料	△2		
7 図書館費	118, 490	△5, 662	112, 828				△5, 662	10 需 用 費	△1, 953	○図書館管理運営事業 電気料 館内清掃委託料 図書館照明器具入替工事設計	△5, 662 △1, 953 △491
								12 委 託 料	△3, 709		

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債					そ の 他
									業務委託料	△3,218
計	1,027,069	△40,585	986,484		△33,300		△7,285			

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

2 社会体育費	239,672	△3,195	236,477				△3,195	8 旅 費	△140	○スポーツ振興諸費 △80
								10 需 用 費	△2,990	普通旅費 △50
								11 役 務 費	△21	職員研修等負担金 △14
								18 負担金、補助及び交付金	△44	連携中枢都市圏プロスポーツによる地域活性化事業負担金 △16
										○スポーツ施設管理運営事業 △2,880
										電気料 △836
										水道料 △808
										公共下水道料 △1,236
										○スポーツ推進委員協議会運営事業 △104
										費用弁償 △90
										各種研修負担金 △14
										○東海村スポーツ推進計画推進委員会運営事業 △110
										パンフレット等印刷代 △110
										○スポーツきっかけづくり「Be :スポーツ」推進事業 △21
計	481,568	△3,195	478,373				△3,195			イベント傷害保険料 △21

令和 6 年度 東海村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

議案第27号

令和6年度 東海村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和6年度東海村の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,268,744千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和7年3月3日 提出

東海村長 山 田



第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 繰 入 金		416,665	300,000	716,665
	1 他 会 計 繰 入 金	222,354	300,000	522,354
歳 入 合 計		2,968,744	300,000	3,268,744

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6 基 金 積 立 金		48,305	300,000	348,305
	1 基 金 積 立 金	48,305	300,000	348,305
歳 出 合 計		2,968,744	300,000	3,268,744

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
電算処理業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	4,720

東海村国民健康保険事業特別会計補正予算に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括
歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 繰 入 金	416,665	300,000	716,665
歳 入 合 計	2,968,744	300,000	3,268,744

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
6 基金積立金	48,305	300,000	348,305			300,000	
歳出合計	2,968,744	300,000	3,268,744			300,000	

2 歳 入

(款) 7 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	222,354	300,000	522,354	9 基金積立繰入金	300,000	基金積立繰入金 300,000
計	222,354	300,000	522,354			

3 歳 出

(款) 6 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 基金積立金	48,305	300,000	348,305			300,000		24 積 立 金	300,000	○国保基金積立金事業 国保支払準備金	300,000 300,000
計	48,305	300,000	348,305			300,000					

令和 6 年度 東海村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議案第28号

令和6年度 東海村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和6年度東海村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,766千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ683,364千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和7年3月3日 提出

東海村長 山 田



第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 繰 入 金		96,900	△5,766	91,134
	1 一 般 会 計 繰 入 金	96,900	△5,766	91,134
歳 入 合 計		689,130	△5,766	683,364

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		675,697	△5,766	669,931
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	675,697	△5,766	669,931
歳 出 合 計		689,130	△5,766	683,364

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
電算処理業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	1,808

東海村後期高齢者医療特別会計補正予算に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括
歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 繰 入 金	96,900	△5,766	91,134
歳 入 合 計	689,130	△5,766	683,364

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	675,697	△5,766	669,931			6,386	△12,152
歳 出 合 計	689,130	△5,766	683,364			6,386	△12,152

2 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 事務費繰入金	19,097	△12,152	6,945	1 事務費繰入金	△12,152	事務費繰入金 △12,152
2 保険基盤安定繰入金	77,803	6,386	84,189	1 保険基盤安定繰入金	6,386	保険基盤安定繰入金 6,386
計	96,900	△5,766	91,134			

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 後期高齢者医療広域連合納付金	675,697	△5,766	669,931			6,386	△12,152	18 負担金、補助及び交付金	△5,766	○後期高齢者医療広域連合納付金事業 保険基盤安定納付金
										△5,766 △5,766
計	675,697	△5,766	669,931			6,386	△12,152			

令和 6 年度 東海村介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

議案第29号

令和6年度 東海村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和6年度東海村の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64,883千円を追加し、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,216,806千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の保険事業勘定の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和7年3月3日 提出

東海村長 山 田



第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 保 険 料		666,387	14,924	681,311
	1 介 護 保 険 料	666,387	14,924	681,311
3 国 庫 支 出 金		602,154	16,218	618,372
	1 国 庫 負 担 金	530,965	15,246	546,211
	2 国 庫 補 助 金	71,189	972	72,161
4 支 払 基 金 交 付 金		748,773	17,517	766,290
	1 支 払 基 金 交 付 金	748,773	17,517	766,290
5 県 支 出 金		354,419	8,112	362,531
	1 県 負 担 金	331,848	8,112	339,960
7 繰 入 金		637,726	8,112	645,838
	1 一 般 会 計 繰 入 金	557,272	8,112	565,384
歳 入 合 計		3,151,923	64,883	3,216,806

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 保 険 給 付 費		2, 654, 869	64, 883	2, 719, 752
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	2, 451, 200	64, 883	2, 516, 083
歳 出 合 計		3, 151, 923	64, 883	3, 216, 806

第 2 表 債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
介護保険バッチ処理委託	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	2,294
介護保険事務処理システム管理委託	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	140
介護保険事務処理システム賃借	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	1,867
OMR 入力機器賃借	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	77
地域住民主体型訪問サービス委託	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	34

東海村介護保険事業特別会計補正予算に関する説明書

保 險 事 業 勘 定

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括
歳 入

(単位：千円)

款		補 正 前 の 額	補 正 額	計
1	保 険 料	666,387	14,924	681,311
3	国 庫 支 出 金	602,154	16,218	618,372
4	支 払 基 金 交 付 金	748,773	17,517	766,290
5	県 支 出 金	354,419	8,112	362,531
7	繰 入 金	637,726	8,112	645,838
歳 入 合 計		3,151,923	64,883	3,216,806

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 保険給付費	2,654,869	64,883	2,719,752	24,330		40,553	
歳出合計	3,151,923	64,883	3,216,806	24,330		40,553	

2 歳 入

(款) 1 保険料

(項) 1 介護保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 第1号被保険者保険料	666,387	14,924	681,311	1 現年分特別徴収保険料	14,030	特別徴収保険料 14,030
				2 現年分普通徴収保険料	894	普通徴収保険料 894
計	666,387	14,924	681,311			

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 介護給付費負担金	530,965	15,246	546,211	1 現年度分	15,246	介護給付費負担金 15,246
計	530,965	15,246	546,211			

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 調整交付金	27,566	972	28,538	1 現年度分	972	介護給付費調整交付金 972
計	71,189	972	72,161			

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

1 介護給付費交付金	720,161	17,517	737,678	1 現年度分	17,517	第2号被保険者の介護納付金分に係る支払基金交付金 17,517
計	748,773	17,517	766,290			

(款) 5 県支出金

(項) 1 県負担金

1 介護給付費負担金	331,848	8,112	339,960	1 現年度分	8,112	介護給付費負担金 8,112
計	331,848	8,112	339,960			

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 介護給付費繰入金	414,010	8,112	422,122	1 現年度分	8,112	介護給付費等繰入金 8,112
------------	---------	-------	---------	--------	-------	-----------------

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
計	557,272	8,112	565,384			

3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 居宅介護サービス給付費	1,044,736	34,850	1,079,586	13,068		21,782		18 負担金、補助及び交付金	34,850	○居宅介護サービス給付事業 居宅介護サービス給付負担金	34,850 34,850
3 地域密着型介護サービス給付費	281,364	30,033	311,397	11,262		18,771		18 負担金、補助及び交付金	30,033	○地域密着型介護サービス給付事業 地域密着型介護サービス給付負担金	30,033 30,033
計	2,451,200	64,883	2,516,083	24,330		40,553					

令和 6 年度 水戸・勝田都市計画事業
東海駅西土地地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第30号

令和6年度 水戸・勝田都市計画事業東海駅西土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度東海村の水戸・勝田都市計画事業東海駅西土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和7年3月3日 提出

東海村長 山 田



修

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金 額 (千円)
1 区画整理事業費	1 東海駅西土地地区画整理事業費	設計委託	6,235
		その他工事	25,647
合 計			31,882

令和 6 年度 水戸・勝田都市計画事業
東海中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第31号

令和6年度 水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度東海村の水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和7年3月3日 提出

東海村長 山 田



第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金 額 (千円)
1 区画整理事業費	1 東海中央土地地区画整理事業費	地質調査委託	6,728
		伐木処分委託	5,670
		道路築造・舗装及び雨水排水工事	63,191
		整地工事	137,080
合 計			212,669

令和 6 年度 東海村下水道事業会計補正予算（第 3 号）

議案第 32 号

令和 6 年度 東海村下水道事業会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度東海村の下水道事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。
（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の追加は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

東海村長 山 田



第1表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの 支払義務発生（見込）額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	収益的収入	その他
電算処理業務委託	605	—	—	令和6年度から 令和7年度まで	605	605	
上下水道料金システム賃借	264	—	—	令和6年度から 令和7年度まで	264	264	
受益者負担金システム賃借	1,561	—	—	令和6年度から 令和7年度まで	1,561	1,561	
下水道管理システム保守点 検	297	—	—	令和6年度から 令和7年度まで	297	297	

議案第 4 3 号

財産取得に関し議決を求めることについて（追認）

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び東海村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年東海村条例第 3 号）第 3 条の規定による議会の議決を得ていなかったため、追認議決を求める。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | その他プラスチック減容機（1 基） |
| 2 | 取得の目的 | 清掃センターにおける容器包装プラスチックの中間処理に必要なため。 |
| 3 | 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 取得価格 | 金 4 6 , 6 0 4 , 8 8 0 円 |
| 5 | 契約日 | 平成 1 7 年 2 月 9 日 |
| 6 | 取得日 | 平成 2 4 年 4 月 1 日 |
| 7 | 契約の相手方 | 東京都中央区日本橋室町 2 丁目 4 番 3 号
東銀リース株式会社
代表取締役社長 中西 泰比古 |

令和 7 年 3 月 3 日 提出

東海村長 山 田



議案第 4 4 号

財産取得に関し議決を求めることについて（追認）

次のとおり財産を取得することについて，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び東海村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年東海村条例第 3 号）第 3 条の規定による議会の議決を得ていなかったため，追認議決を求める。

- | | | |
|---|------------------------|---------------------------|
| 1 | 取得する財産 | 東海村立東海中学校プレハブ校舎 |
| 2 | 取得の目的 | 老朽化に伴うプレハブ校舎の建て替えのため。 |
| 3 | 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 取得価格 | 金 1 2 8 , 5 7 2 , 5 0 0 円 |
| 5 | 契約日 | 平成 1 9 年 5 月 2 5 日 |
| 6 | 取得日 | 平成 2 6 年 4 月 1 0 日 |
| 7 | 建物の所在，種類，構造，面積及び契約の相手方 | 別紙のとおり |

令和 7 年 3 月 3 日 提出

東海村長 山 田



建物の所在，種類，構造，面積及び契約の相手方

建物の所在	茨城県那珂郡東海村大字舟石川 8 2 5 番地
建物の構造	軽量鉄骨造 2 階建
建物の面積	9 2 9 . 4 6 平方メートル（延床面積）
契約の相手方	茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 2 8 大和リース株式会社 水戸営業所 所長 岡口 昇

議案第 4 5 号

財産取得に関し議決を求めることについて（追認）

次のとおり財産を取得することについて，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び東海村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年東海村条例第 3 号）第 3 条の規定による議会の議決を得ていなかったため，追認議決を求める。

- | | | |
|---|------------------------|---------------------------|
| 1 | 取得する財産 | 東海村立舟石川小学校プレハブ校舎 |
| 2 | 取得の目的 | 教室不足による校舎増築のため。 |
| 3 | 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 取得価格 | 金 1 4 1 , 7 5 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約日 | 平成 2 2 年 8 月 2 6 日 |
| 6 | 取得日 | 令和 2 年 4 月 1 7 日 |
| 7 | 建物の所在，種類，構造，面積及び契約の相手方 | 別紙のとおり |

令和 7 年 3 月 3 日 提出

東海村長 山 田



建物の所在，種類，構造，面積及び契約の相手方

建物の所在	茨城県那珂郡東海村大字舟石川 6 9 0 番地 1
建物の構造	軽量鉄骨造 3 階建
建物の面積	7 0 4 . 2 7 平方メートル（延床面積）
契約の相手方	茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 2 8 大和リース株式会社 水戸支店 支店長 岡口 昇

議案第 4 6 号

財産取得に関し議決を求めることについて（追認）

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び東海村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年東海村条例第 3 号）第 3 条の規定による議会の議決を得ていなかったため、追認議決を求める。

- | | | |
|---|---------------------------|---|
| 1 | 取得する財産 | 東海村村民活動センター |
| 2 | 取得の目的 | 村民が自主的に活動できる場所を提供することにより、村内における村民活動の活性化を図るため。 |
| 3 | 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 取得価格 | 金 7 7, 1 7 5, 0 0 0 円 |
| 5 | 契約日 | 平成 2 5 年 5 月 2 1 日 |
| 6 | 取得日 | 令和 2 年 1 1 月 1 7 日 |
| 7 | 建物の所在, 種類, 構造, 面積及び契約の相手方 | 別紙のとおり |

令和 7 年 3 月 3 日 提出

東海村長 山 田



建物の所在，種類，構造，面積及び契約の相手方

建物の所在	茨城県那珂郡東海村豊白一丁目3番20号
建物の構造	軽量鉄骨造2階建
建物の面積	619.40平方メートル（延床面積）
契約の相手方	茨城県水戸市笠原町978番28 大和リース株式会社 水戸支店 支店長 松井 達則

議案第 4 7 号

財産取得に関し議決を求めることについて（追認）

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び東海村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年東海村条例第 3 号）第 3 条の規定による議会の議決を得ていなかったため、追認議決を求める。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | LED防犯灯（2，591台） |
| 2 | 取得の目的 | 低炭素まちづくりに向けた省エネルギー・節電対策を図るため。 |
| 3 | 取得の方法 | 随意契約 |
| 4 | 取得価格 | 金52，381，987円 |
| 5 | 契約日 | 平成26年10月14日 |
| 6 | 取得日 | 令和7年4月1日（予定） |
| 7 | 契約の相手方 | 東京都千代田区神田練塀町3番地
東京センチュリーリース株式会社
首都圏営業第一部長 臼井 正治 |

令和 7 年 3 月 3 日 提出

東海村長 山 田



議案第 4 8 号

財産取得に関し議決を求めることについて（追認）

次のとおり財産を取得することについて，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び東海村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年東海村条例第 3 号）第 3 条の規定による議会の議決を得ていなかったため，追認議決を求める。

- 1 取得する財産 （仮称）中央公民館分館プレハブ
- 2 取得の目的 公民館分館として活用するため。
- 3 取得の方法 指名競争入札
- 4 当初契約の取得価格 金 9 2, 6 6 4, 0 0 0 円
- 5 変更契約の取得価格 金 9 9, 5 2 2, 0 0 0 円
- 6 当初契約日 平成 2 6 年 9 月 2 4 日
- 7 変更契約日 平成 2 7 年 3 月 3 0 日
- 8 取得日 令和 7 年 5 月 1 日（予定）
- 9 建物の所在，種類，構造，面積及び契約の相手方 別紙のとおり

令和 7 年 3 月 3 日 提出

東海村長 山 田



建物の所在，種類，構造，面積及び契約の相手方

建物の所在	茨城県那珂郡東海村大字船場768番地1
建物の構造	軽量鉄骨造平屋建て
建物の面積	575.28平方メートル（延床面積）
契約の相手方	茨城県水戸市笠原町978番28 大和リース株式会社 水戸支店 支店長 松井 達則

議案第 4 9 号

財産取得に関し議決を求めることについて（追認）

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び東海村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年東海村条例第 3 号）第 3 条の規定による議会の議決を得ていなかったため、追認議決を求める。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | 空調機器（1 7 7 台） |
| 2 | 取得の目的 | 東海村立照沼小学校，中丸小学校，舟石川小学校
及び東海南中学校の普通教室及び特別教室へ空調設備を設置するため。 |
| 3 | 取得の方法 | 随意契約 |
| 4 | 取得価格 | 金 3 1 0 , 1 7 1 , 6 8 0 円 |
| 5 | 契約日 | 平成 3 0 年 1 2 月 1 8 日 |
| 6 | 取得日 | 令和 1 1 年 6 月 1 日（予定） |
| 7 | 契約の相手方 | 東京都港区港南 1 丁目 2 番 7 0 号
品川シーズンテラス 1 3 F
N T T ファイナンス株式会社
東京営業部長 篠崎 健治 |

令和 7 年 3 月 3 日 提出

東海村長 山 田



議案第 50 号

財産取得に関し議決を求めることについて（追認）

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び東海村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年東海村条例第 3 号）第 3 条の規定による議会の議決を得ていなかったため、追認議決を求める。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | 調光操作卓（1 卓）、舞台袖操作盤（1 卓）、
映写室操作盤（1 卓） |
| 2 | 取得の目的 | 東海文化センターにおける舞台照明システムの運用において必要であるため。 |
| 3 | 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 取得価格 | 金 14,580,518 円 |
| 5 | 契約日 | 令和元年 7 月 18 日 |
| 6 | 取得日 | 令和 8 年 9 月 1 日（予定） |
| 7 | 契約の相手方 | 東京都千代田区神田練堀町 3 番地
東京センチュリー株式会社
首都圏営業第一部長 近藤 禎一郎 |

令和 7 年 3 月 3 日 提出

東海村長 山 田



議案第 5 1 号

財産取得に関し議決を求めることについて（追認）

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び東海村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年東海村条例第 3 号）第 3 条の規定による議会の議決を得ていなかったため、追認議決を求める。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | 電気自動車用急速充電器（1 基） |
| 2 | 取得の目的 | 役場庁舎における電気自動車の充電サービスを提供するため。 |
| 3 | 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 取得価格 | 金 1 0 , 2 9 6 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約日 | 令和 4 年 2 月 2 1 日 |
| 6 | 取得日 | 令和 1 2 年 4 月 1 日（予定） |
| 7 | 契約の相手方 | 東京都港区虎ノ門一丁目 2 番 6 号
第一リース株式会社
代表取締役社長 吉田 勝彦 |

令和 7 年 3 月 3 日 提出

東海村長 山 田



議案第 5 2 号

財産取得に関し議決を求めることについて（追認）

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び東海村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年東海村条例第 3 号）第 3 条の規定による議会の議決を得ていなかったため、追認議決を求める。

- 1 取得する財産 L E D 照明器具（4, 0 9 7 台）
- 2 取得の目的 東海村立白方小学校及び石神小学校の照明を L E D 化するため。
- 3 取得の方法 指名競争入札
- 4 当初契約の取得価格 金 2 9, 0 1 0, 3 0 0 円
- 5 変更契約の取得価格 金 3 2, 8 0 5, 3 0 0 円
- 6 当初契約日 令和 4 年 6 月 6 日
- 7 変更契約日 令和 4 年 1 1 月 2 5 日
- 8 取得日 令和 1 5 年 4 月 1 日（予定）
- 9 契約の相手方 茨城県水戸市笠原町 1 5 7 1 番地の 3
大和リース株式会社 水戸支店
支店長 玉木 秀幸

令和 7 年 3 月 3 日 提出

東海村長 山 田



議案第 5 3 号

財産取得に関し議決を求めることについて（追認）

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び東海村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年東海村条例第 3 号）第 3 条の規定による議会の議決を得ていなかったため、追認議決を求める。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | LED 照明器具（6, 6 7 8 台） |
| 2 | 取得の目的 | 東海村立照沼小学校，中丸小学校，舟石川小学校
及び東海中学校の照明を LED 化するため。 |
| 3 | 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 取得価格 | 金 6 2, 5 0 2, 0 0 0 円 |
| 5 | 契約日 | 令和 5 年 5 月 1 6 日 |
| 6 | 取得日 | 令和 1 6 年 4 月 1 日（予定） |
| 7 | 契約の相手方 | 茨城県水戸市笠原町 1 5 7 1 番地の 3
大和リース株式会社 水戸支店
支店長 玉木 秀幸 |

令和 7 年 3 月 3 日 提出

東海村長 山 田



議案第 5 4 号

財産取得に関し議決を求めることについて（追認）

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び東海村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年東海村条例第 3 号）第 3 条の規定による議会の議決を得ていなかったため、追認議決を求める。

- 1 取得する財産 空調機器（2 2 8 台）
- 2 取得の目的 東海村立白方小学校，石神小学校，村松小学校及び東海中学校の普通教室及び特別教室へ空調設備を設置するため。
- 3 取得の方法 随意契約
- 4 当初契約の取得価格 金 2 6 5 ， 1 6 1 ， 6 0 0 円
- 5 変更契約の取得価格 金 2 7 1 ， 9 6 7 ， 5 2 0 円
- 6 当初契約日 平成 3 0 年 1 2 月 1 8 日
- 7 変更契約日 令和 5 年 1 1 月 2 0 日
- 8 取得日 令和 1 1 年 6 月 1 日（予定）
- 9 当初契約の相手方 東京都港区西新橋一丁目 3 番 1 号
日立キャピタル株式会社
執行役 安栄 香純
- 1 0 変更契約の相手方 東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号
三菱 H C キャピタル株式会社
執行役員 安栄 香純

令和 7 年 3 月 3 日 提出

東海村長 山 田



修

議案第 5 5 号

財産取得に関し議決を求めることについて（追認）

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び東海村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年東海村条例第 3 号）第 3 条の規定による議会の議決を得ていなかったため、追認議決を求める。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | 教師用指導書（1, 0 8 5 冊）
教師用教科書（7 2 8 冊）
デジタル教科書（3 2 点）
指導教材（1 9 1 点） |
| 2 | 取得の目的 | 小学校における学習指導用に供するため。 |
| 3 | 取得の方法 | 単価契約 |
| 4 | 取得価格 | 金 2 0, 9 1 7, 5 1 6 円 |
| 5 | 契約日 | 平成 2 7 年 4 月 1 日 |
| 6 | 契約の相手方 | 茨城県ひたちなか市稲田 1 1 0 の 2
市毛書店
代表者 市毛 知子 |

令和 7 年 3 月 3 日 提出

東海村長 山 田



議案第 5 6 号

財産取得に関し議決を求めることについて（追認）

次のとおり財産を取得することについて，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び東海村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年東海村条例第 3 号）第 3 条の規定による議会の議決を得ていなかったため，追認議決を求める。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | 教師用指導書（1，852冊）
教師用教科書（837冊）
デジタル教科書（150点）
指導教材（245点） |
| 2 | 取得の目的 | 小学校における学習指導用に供するため。 |
| 3 | 取得の方法 | 単価契約 |
| 4 | 取得価格 | 金46，274，598円 |
| 5 | 契約日 | 令和2年3月4日 |
| 6 | 契約の相手方 | 茨城県ひたちなか市稲田110の2
市毛書店
代表 市毛 知子 |

令和 7 年 3 月 3 日 提出

東海村長 山 田



議案第 5 7 号

財産取得に関し議決を求めることについて（追認）

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び東海村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年東海村条例第 3 号）第 3 条の規定による議会の議決を得ていなかったため、追認議決を求める。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | 教師用指導書（230冊）
教師用教科書（232冊）
デジタル教科書（16点）
指導教材（7点） |
| 2 | 取得の目的 | 中学校における学習指導用に供するため。 |
| 3 | 取得の方法 | 単価契約 |
| 4 | 取得価格 | 金 7, 0 4 6, 3 5 6 円 |
| 5 | 契約日 | 令和 3 年 3 月 1 日 |
| 6 | 契約の相手方 | 茨城県ひたちなか市稲田 1 1 0 の 2
市毛書店
代表 市毛 知子 |

令和 7 年 3 月 3 日 提出

東海村長 山 田



議案第 58 号

財産取得に関し議決を求めることについて（追認）

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び東海村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年東海村条例第 3 号）第 3 条の規定による議会の議決を得ていなかったため、追認議決を求める。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | 教師用指導書（1, 824 冊）
教師用教科書（1, 635 冊）
デジタル教科書（98 点）
指導教材（201 点） |
| 2 | 取得の目的 | 小学校における学習指導用に供するため。 |
| 3 | 取得の方法 | 単価契約 |
| 4 | 取得価格 | 金 51, 593, 583 円 |
| 5 | 契約日 | 令和 6 年 3 月 1 日 |
| 6 | 契約の相手方 | 茨城県ひたちなか市稲田 110 の 2
市毛書店
代表 海老根 文子 |

令和 7 年 3 月 3 日 提出

東海村長 山 田

